

参議院総務委員会會議録第二号

平成十六年三月十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十六日

辞任

岡崎トミ子君

補欠選任

高嶋 良充君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

景山俊太郎君

柏村 武昭君

岸 宏一君

山崎 力君

広中和歌子君

委員

狩野 安君

久世 公堯君

椎名 一保君

世耕 弘成君

吉村 剛太郎君

小川 敏夫君

高嶋 良充君

高橋 千秋君

松岡 満壽男君

渡辺 秀央君

鶴岡 洋君

日笠 勝之君

八田ひろ子君

宮本 岳志君

又市 征治君

国務大臣

総務大臣

副大臣

麻生 太郎君

総務副大臣

山口 俊一君

大臣政務官

財務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

人事院事務総局勤務条件局長

総務大臣官房総括審議官

総務省人事・恩給局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

総務省自治行政局長

山下 英利君

藤澤 進君

山野 岳義君

大野 慎一君

戸谷 好秀君

島中誠一郎君

須田 和博君

瀧野 欣彌君

板倉 敏和君

武智 健二君

有富寛一郎君

勝 栄二郎君

樋口 修資君

中島 正治君

金子 順一君

北井久美子君

小島比登志君

中山 寛治君

桜井 康好君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得課税法(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(景山俊太郎君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十六日、岡崎トミ子君が委員を辞任され、その補欠として高嶋良充君が選任されました。

○委員長(景山俊太郎君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得課税法、地方交付税法等の一部を改正する法律案、所

得課税法、以上三案の審査のため、本日の委員会に人事院事務総局勤務条件局長山野岳義君、総務大臣官房総括審議官大野慎一君、総務省人事・恩給局長島中誠一郎君、総務省自治行政局長須田和博君、総務省自治行政局長瀧野欣彌君、総務省自治行政局長板倉敏和君、総務省自治行政局長武智健二君、総務省自治行政局長有富寛一郎君、総務省自治行政局長勝栄二郎君、総務省自治行政局長樋口修資君、総務省自治行政局長中島正治君、総務省自治行政局長金子順一君、総務省自治行政局長北井久美子君、総務省自治行政局長小島比登志君、総務省自治行政局長中山寛治君、総務省自治行政局長桜井康好君、環境大臣官房審議官北井久美子君、国土交通省自動車交通安全部長小島比登志君、国土交通省自動車交通安全局長中山寛治君、環境大臣官房審議官桜井康好君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(景山俊太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(景山俊太郎君) 次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得課税法、地方交付税法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

三案の趣旨説明は去る十六日に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○高橋千秋君 おはようございます。おととい引き続き質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

総務大臣におかれましては、予算委員会でも昨日も延々と、同じような質問も分かりますが、三位一体の話がありまして、総務大臣としてはもう答え飽きたなというふうに思われているかも知れませんが、やはりこれは地方にとつては非常に大変な話ですので、それだけ質問が出るわけですので、やはり総務省としても真摯に答えていただきたいと思いますし、まじめにやっばり考えていただきたいと思いますので、今日のこの税法、当然これは三位一体にかかわることですので、おとといに引き続き、そして昨日の我が党の平野さんの予算委員会での質問に引き続き、基本的なことを私が質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋千秋君 おはようございます。おととい引き続き質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

総務大臣におかれましては、予算委員会でも昨日も延々と、同じような質問も分かりますが、三位一体の話がありまして、総務大臣としてはもう答え飽きたなというふうに思われているかも知れませんが、やはりこれは地方にとつては非常に大変な話ですので、それだけ質問が出るわけですので、やはり総務省としても真摯に答えていただきたいと思いますし、まじめにやっばり考えていただきたいと思いますので、今日のこの税法、当然これは三位一体にかかわることですので、おとといに引き続き、そして昨日の我が党の平野さんの予算委員会での質問に引き続き、基本的なことを私が質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋千秋君 おはようございます。おととい引き続き質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

総務大臣におかれましては、予算委員会でも昨日も延々と、同じような質問も分かりますが、三位一体の話がありまして、総務大臣としてはもう答え飽きたなというふうに思われているかも知れませんが、やはりこれは地方にとつては非常に大変な話ですので、それだけ質問が出るわけですので、やはり総務省としても真摯に答えていただきたいと思いますし、まじめにやっばり考えていただきたいと思いますので、今日のこの税法、当然これは三位一体にかかわることですので、おとといに引き続き、そして昨日の我が党の平野さんの予算委員会での質問に引き続き、基本的なことを私が質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋千秋君 おはようございます。おととい引き続き質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

総務大臣におかれましては、予算委員会でも昨日も延々と、同じような質問も分かりますが、三位一体の話がありまして、総務大臣としてはもう答え飽きたなというふうに思われているかも知れませんが、やはりこれは地方にとつては非常に大変な話ですので、それだけ質問が出るわけですので、やはり総務省としても真摯に答えていただきたいと思いますし、まじめにやっばり考えていただきたいと思いますので、今日のこの税法、当然これは三位一体にかかわることですので、おとといに引き続き、そして昨日の我が党の平野さんの予算委員会での質問に引き続き、基本的なことを私が質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋千秋君 おはようございます。おととい引き続き質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

総務大臣におかれましては、予算委員会でも昨日も延々と、同じような質問も分かりますが、三位一体の話がありまして、総務大臣としてはもう答え飽きたなというふうに思われているかも知れませんが、やはりこれは地方にとつては非常に大変な話ですので、それだけ質問が出るわけですので、やはり総務省としても真摯に答えていただきたいと思いますし、まじめにやっばり考えていただきたいと思いますので、今日のこの税法、当然これは三位一体にかかわることですので、おとといに引き続き、そして昨日の我が党の平野さんの予算委員会での質問に引き続き、基本的なことを私が質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋千秋君 おはようございます。おととい引き続き質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

総務大臣におかれましては、予算委員会でも昨日も延々と、同じような質問も分かりますが、三位一体の話がありまして、総務大臣としてはもう答え飽きたなというふうに思われているかも知れませんが、やはりこれは地方にとつては非常に大変な話ですので、それだけ質問が出るわけですので、やはり総務省としても真摯に答えていただきたいと思いますし、まじめにやっばり考えていただきたいと思いますので、今日のこの税法、当然これは三位一体にかかわることですので、おとといに引き続き、そして昨日の我が党の平野さんの予算委員会での質問に引き続き、基本的なことを私が質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋千秋君 おはようございます。おととい引き続き質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

総務大臣におかれましては、予算委員会でも昨日も延々と、同じような質問も分かりますが、三位一体の話がありまして、総務大臣としてはもう答え飽きたなというふうに思われているかも知れませんが、やはりこれは地方にとつては非常に大変な話ですので、それだけ質問が出るわけですので、やはり総務省としても真摯に答えていただきたいと思いますし、まじめにやっばり考えていただきたいと思いますので、今日のこの税法、当然これは三位一体にかかわることですので、おとといに引き続き、そして昨日の我が党の平野さんの予算委員会での質問に引き続き、基本的なことを私が質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋千秋君 おはようございます。おととい引き続き質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

総務大臣におかれましては、予算委員会でも昨日も延々と、同じような質問も分かりますが、三位一体の話がありまして、総務大臣としてはもう答え飽きたなというふうに思われているかも知れませんが、やはりこれは地方にとつては非常に大変な話ですので、それだけ質問が出るわけですので、やはり総務省としても真摯に答えていただきたいと思いますし、まじめにやっばり考えていただきたいと思いますので、今日のこの税法、当然これは三位一体にかかわることですので、おとといに引き続き、そして昨日の我が党の平野さんの予算委員会での質問に引き続き、基本的なことを私が質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋千秋君 おはようございます。おととい引き続き質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

総務大臣におかれましては、予算委員会でも昨日も延々と、同じような質問も分かりますが、三位一体の話がありまして、総務大臣としてはもう答え飽きたなというふうに思われているかも知れませんが、やはりこれは地方にとつては非常に大変な話ですので、それだけ質問が出るわけですので、やはり総務省としても真摯に答えていただきたいと思いますし、まじめにやっばり考えていただきたいと思いますので、今日のこの税法、当然これは三位一体にかかわることですので、おとといに引き続き、そして昨日の我が党の平野さんの予算委員会での質問に引き続き、基本的なことを私が質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋千秋君 おはようございます。おととい引き続き質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

総務大臣におかれましては、予算委員会でも昨日も延々と、同じような質問も分かりますが、三位一体の話がありまして、総務大臣としてはもう答え飽きたなというふうに思われているかも知れませんが、やはりこれは地方にとつては非常に大変な話ですので、それだけ質問が出るわけですので、やはり総務省としても真摯に答えていただきたいと思いますし、まじめにやっばり考えていただきたいと思いますので、今日のこの税法、当然これは三位一体にかかわることですので、おとといに引き続き、そして昨日の我が党の平野さんの予算委員会での質問に引き続き、基本的なことを私が質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○高橋千秋君 おはようございます。おととい引き続き質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

総務大臣におかれましては、予算委員会でも昨日も延々と、同じような質問も分かりますが、三位一体の話がありまして、総務大臣としてはもう答え飽きたなというふうに思われているかも知れませんが、やはりこれは地方にとつては非常に大変な話ですので、それだけ質問が出るわけですので、やはり総務省としても真摯に答えていただきたいと思いますし、まじめにやっばり考えていただきたいと思いますので、今日のこの税法、当然これは三位一体にかかわることですので、おとといに引き続き、そして昨日の我が党の平野さんの予算委員会での質問に引き続き、基本的なことを私が質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず冒頭、昨日予算委員会の中で某委員長が不規則発言という質問も出ておりましたが、委員長席から総務省の切り方がおかしいというような発言がございました。これは、前総務大臣でございましてその方からの発言もあって、これは我々が思っていることと全く一緒のようなことでございまして、是非のことについての御感想と、それから総務省のこの三位一体、これはもう満点のできだというふうに思われているのか、その評価について総務大臣から伺いたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、今朝の新聞で、「自民委員長、民主に「加勢」ということが出ておりましたので、正直、出席しておりました者といましてはいろいろ感想がないわけではありませんが、基本的には、これは高橋先生よく御存じのとおりに、今回のこの三位一体という話は大きく分けて広義の部分と狭義の部分と二つあるんだと思っておりますが、地方分権を推進するという意味での質的な改革という点につきましては、基本的には、税源の面で自由度がとか裁量度の拡大とかいうところは片山大臣言われるようにそこそここのものが出てきているんだと私はそう思っております、そこそここのものが。

これは満点だとは言わないまでも、おれはようやくたと言っておられる点なんだと思うんですが、もう一点の方のいわゆる財政の健全化に資する部分、いわゆる量的な部分と言われるところにしましては、いわゆる地域のスリム化をやってください、単独事業を減らしてください等々の話がありますので、こちらのところが、と一緒に来入っていますので、両方とも三位一体という形の中に入っていますので、何となくそこらのところの部分の後の申し上げた部分の方が、片山大臣等々の発言からいきますと、前の方は良かったんだけれども後の方の部分的な部分、量的削減の方が問題なんだと、質的な改革の方は良かったんだということとちょっと分かれておるので、両方とも三位一体という名前の中で入っているところが少々話を分かりにくくさせておるとこ

ろだと思っておりますので。

基本的には交付税の削減が少ない方がいいに決まっていますけれども、なかなかさようなわけにはいきませんので、量的な改革というものを併せてやっていただかねと、スリム化もしてください、いろいろな意味でラスパイレース指数も随分昔に比べれば下がってきておりますけれども、それでも地域によっては、その地域で一番給料の高いところが役場等々のところもありますので、いろいろな意味で今後とも御努力をいただかねばならぬというところなんだと理解をいたしております。

○高橋千秋君 確かに、おっしゃられるように、田舎へ行くとか役場の職員が一番給料がいいとかいう話も当然あります。そういう問題とやはり今回の問題とはまた別の違いがあると思えますし、要は、一番地方が今回困っているのは、中身がやっぱり急に出てきたという思いが物すごくあるんですね。要は、三位一体改革の地方の担当者のそれぞれのイメージというのは、平成十四年の五月二十一日にいわゆる片山プランというのが出されているわけですが、このときのイメージをそのままずっと持ってきて、それと比べて、その間に、これは小泉さん、昨年末に急に一兆円を超えろということ急な話がばんと出てきたりとか、そういうことで急に中身が、ああもつと厳しいんだというところが地方にそのときに分かったと。

当然、総務省でも、いろいろな予算を組んだり、いろいろな仕事をしていくときに、それはちよつと一か月や二か月で準備ができるわけはありませんし、例えば三年とか五年とか十年とかいうサイクルでそれぞれの地方もやっぱりいろいろなことを考えていく中で、こういうことが平成十四年のいわゆる片山プランの中で出てくるんだということを前提に置いて考えていたことが、突然やっぱりこういう形で出てきたことに大変戸惑いと怒りがあるんだと思うんですけれども、いかがでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) 先ほど申し上げましたように、質的な部分につきましては、申し上げま

したように、昨年のというより、正確には一昨年からこれは始まった話ですから、一昨年ぐらいからある程度用意されておられたところもありましたが、一昨年度の場合はある程度交付税が付きまして、いろいろな意味であのときはたしか地方税収が二兆円ぐらいいろしたときでもありましたので、その分交付税が増えたりしたところもありまして、一昨年度はそうでもなかったんですが、今年度に関しましては少し違った形になってきておると思っておりますが、いずれにしても質的な改革のところはそこそこだったんですが、さっきの

ように、量的なところがおっしゃるやうに何となく、総務省としてはいわゆる概算要求段階ぐらいいろからいろいろ申し上げておったところもありますので、結構それに対応してこれらとところとそうでもなかったところというのが随分差がある。そこそこ対応してこれらとところは、総じて人口五万以上のところの方が多いうに私にはそう見えるんです。それで、五万以上のところは人口でいきますと全人口の七〇％ぐらいいくんですが、市町村別の数、首長さんの数からいきますと八五％は五万人以下ということになりますので、そういうことになりますと、何となく、おれたちは聞いておらぬという話になるんだと思っております。

また、団体としては規模の小さいところの団体の方が影響が大きかったということもありますので、いろいろお話で言われた点が私どもの耳にも一杯届いてくるところでもありますので、平成十七年度につきましては、ここらのところは、現実、昨年度はそうだったでしょうがということでも、もう少し細かくやらねばなりませんし、私どもも、この四月、予算が終わりました後、地方に回って、いろいろこういつたやり方があります、ほかの、三千三十もあり市町村を比べればこういうやり方もあるというやうなことを含めまして、各地域別にずっと回らせていただくことにしておりますので、先生の場合はたしか三重だったと思いますが、たしか岐阜でそ

ういった会合をやらせていただく段取りが今終わりますので、いろいろな形できめ細かく対応はさせていただかねばならぬと思っております。

○高橋千秋君 その話を聞かせていただいて、これ、地元の伊勢新聞という新聞ですが、これの十七日、だから昨日ですが、昨日の新聞に、地方の不満に耳を傾けますと、さつき言われた、地方を回られるという話が出ております。四月から五月に、全国を八ブロックに分けて聞くと。私、八ブロックに分けて、それで、それじゃ、地方の不満がその場で聞けるのかどうかというと、確かにやらないよりはましですが、分かりますが、既にもうこれ、予算案、ずっとそれぞれの地域の地方議会でもう進んでいる中で、四月、五月、来年度以降の話だろうと思えますけれども、聞かないよりはましと分かりますが、これで聞いていくんだという既成事実のようなものを作っていくということでは私はおかしいと思うんですが、一応、八ブロックでやるという努力は多少認めますが、こんなものでは地方の不満が聞けるとはとも思えません、いかがでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) 比較対照の問題なんだと思えますけれども、それは、丁寧にやれば三十全部やらないかぬということにもなりまして、うけれども、少なくとも、極めて出張費等々限られた中で、ある程度地域ごとということになりますとブロックぐらいいのところがなというのが率直な実感です。

また、いろいろこれ、こんなことを言われぬでも分かっておると言われる方々も実はいられて、これやたらおれたちは出ないかぬのかと言われ、こと、言ってこれた首長さんも正直言っていないわけではないんですが、おたくはちゃんとやっておられますから、その話を、そうやっておられない隣の県の市町村に、うちはこんなことをやっていたという例として言っていただけじゃないかという話を申し上げたもしていただきますので、高橋先生、確かに、これやたらからすべて話は終わったとい

○高橋千秋君 是非、努力をやつぱり目に見える形でやっていただきたいなと。

地方の方とすれば、やはり不平不満というの
物すごく出ているというのはもうよく御存じのこと
で、それをやっぱり解消していただく努力をやつ
たとしてもそれではだかないと、八ブロックでやつ
たとしてもそれで解消するとは私は思えませんが、
で、別に、四十七ブロックでやるのがいいのか悪い
のかは別として、もつといろんな努力をすべきき
だろうと思いますし、そして、これは四月、五日
にやるということで、来年の話ですから、今年に
ついてはもうこの予算に、国の予算についてもも
う上がろうかとしているときに今更言つてもとい
うことかも知れませんが、やはりもつと早くそ
れぞれの地方にいろんな案を提案すべきだろうと
思いますし、地方からの意見ももつと私は事前に
聞くべきだろうというふうに思います。

その意味で、これは、来年のことであれば四月
月、五月とこうやればそれはそれでいいと思うん
ですが、おとともいも申し上げましたように、来年
以降、予算を非常に組みづらい状況になつてい

というふう聞いておりますので、今年の、今更反省しても仕方ありませんけれども、非常に遅かった、非常にそういう部分の努力が足りなかつたということはお認めになるんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今年度につきまして、今四月、五月と申し上げましたけれども、概算が大体七月、八月ということになるうかと思ひますので、その後の十月に第二回目ぐらいを考えたいかなとは、基本的にそう思つておりなす。

私どもとしては、結構いろいろ十六年度につき

ましては一昨年からそこそこ申し上げてきたところだと思つてはおりますけれども、受け止め方かなり差があつたのではないかというのが率直ところです。結構、政令都市等々は意外と早くおおこれは来るなと思つていろいろやつておられたところもありますが、そういうところは総じ

三百億というところになりましたけれども、基本的にはこれは四兆円を三年間ということにいたしてありますので、基本的には残り約三兆ということになろうかと存じますが、正確にはその前の分の分がありますので二兆何千億かになると思いますけれども、そういった意味では残りの分できっちり対応をしていかねばならぬところだと思いますので、簡単に言えば、残り、簡単によく三兆三兆の、と言われますが、三兆、二年でやれば一兆五千億ということに、半分で割れば一兆五千億ということになるんだと思いますが、基本的にはこれ二年間、元々は三年間で四兆ということをやっているところなので、もう少し三年間あればいいという対策、やり方もあつたらうとは思えないわけではない、それはいろいろ御批判のあるところ

でもある。一兆円と先に区切ったからこれだけ進んだという方もいらつしやれば、一兆と先に区切つちやつたから話が妙に矮小化したではないかと、これはいろいろ御意見のあるところでもありますが、これは私どもとしては、その分の五千六百億ますので、私どもとしては、その分の五千六百億引きます残りの二千四百億ぐらいのところを、一兆四千億、済みません、二兆四千億の分につきましては、これは一兆二千億という部分、半分半分で言えば一兆二千億ぐらいということになるんでしようが、そういつたところを含めまして、私どもとしてはこれは考えねばならぬところだと思ひ

いずれにしても、そのやり方につきましては、
 どういうのがあるかという点につきましては、皆
 さん方、これまたいろいろおっしゃっておみえに
 なりますが、一番のところはやっぱり社会福祉の
 部分で約二十兆というか、半分が社会福祉ですか
 ら、そういった意味では、この分まで含めてとい
 うことになる、こっちは今間違ひなく増えてい
 く方ですので、そういう意味では今回のところ
 も、現実問題としていわゆる補助金というもの
 の分、自然増で増えている部分がありますの
 で、実際面といったしましては、前年度に比べて

いわゆる補助金総額というものは減ったとはいえず、その分が、自然増の部分がありますので、そういった意味では少し数字に違いがあります。

ただ、私どもとしては、これは基本的には四兆というのを一応の目的として二〇〇三にも書かれてもありませんので、私どもとしては、残り二兆五千億から三兆ぐらいのものにつきましては、私どもとしてはいろいろな地方とよくお話し合いをさせていただいて、そのところ、どういうものだと、市町村長、全国知事会は九兆とか、いろんなことを言っている内容も知らないわけではありませんので、そういったところとよく話をさせた上で詰めさせていただきたいと存じます。

○高橋千秋君 そうすると、その中身ですね、来年度の部分についてはいつごろ御提示をされるお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、二〇〇三の閣議決定をさせていただきましたが六月、昨年の場合は六月の二十七日に閣議決定をさせていただいておるんですが、今度、今いろいろ、全体像をもう少し明らかに示すのはもっと早くしろという御意見もいろいろあつておるところでもありますので、これは私どもとしては、もう少し早い段階でやらないかぬのではないかと御指摘なんだと思いますので、竹中大臣との間には、少なくとも骨太の二〇〇三は従来に比べて早く出すという方向で話をさせていただいておりますので、もう少し早い段階、六月ぐらいには出せればなという方向で、日にち的にはその方向だと思っております。

○高橋千秋君 というのも、来年、日本じゅうで合併がどつと出てまいります。これは、その意味でも特別な年に来年はなつてくると思うんですね。だから、私は早急にそういう提示をすべきだろうと思いますし、具体的な中身をすべきだと思いますので、是非そのことをお願いをしたいなと思います。

それから、話、私の質問通告の順番でいくと一番最後になってしまうんですが、合併が今非常に

問題になっておまして、この総務委員会でも何度か何度も話が出ております。大臣の地元福岡でも、合併、随分、協議会ができて進んでおられると思いますし、私の地元でも、もう本当に毎日、地元紙のところに合併のことで新聞記事にぎわしているんですね。こどもも出ているんですが、合併議案で紛糾とか、もう単独市制なら辞職だとか、もう毎日のように合併にかかわる、ぎりぎりのところに来て、元々は合併はしなきゃいかぬなという思いですと来ていたのが、もうあと一年というところになって、具体的な案になつてくるとやっぱそれいろいろな問題が出てきて、これはなかなか難しいなという話があります。

三千二百あつたものを、今のところ協議会等を含めて千七百ぐらいですかね、になるんじゃないかなというふうな話ですけども、総務省としてつかんでおられるその状況をまず教えていただきたいと思います。合併どうなつていくのか。

○政府参考人(大野慎二君) 今年度、平成十五年度でございますが、二十九件の合併が実現をいたしまして、現時点での市町村の数でございますけれども、三千三百三十五、こういう数字になつております。三千三百三十五というのが現在の市町村数でございます。

そして、実は法定協議会が立ち上がっておりますのが五百十八ございます。五百十八の法定協議会が立ち上がつておまして、そこに今申し上げました市町村数の六割を超えます千九百十二、千九百十二の市町村がこの五百十八の法定協議会に参加をしていると、こういう状況にあるわけでございます。

○高橋千秋君 そうすると、幾つぐらいになるという見込みですか。

○政府参考人(大野慎二君) 私ども、今この法定協議会、すべて壊れることなく合併に至つていただくように全力で支援をいたしておりますが、今申し上げましたこの数字、三千三百三十五ありますと申し上げました。そして、五百十八の法定協議

会です。これは一つの市になるということでございます。そして、千九百十二の市町村が参加している。これを差し引きいたしますと、仮にすべての法定協議会がうまくいって合併に至ると、こうなれば、市町村数は千七百四十程度、千七百四十程度にはなるのではないかと、このように見込んでおります。

○高橋千秋君 千七百四十という、当初の思いからいうとまだ七百四十ぐらい足りない、単純に数で言えばですね。実際のところ、これ合併協議会ができて、私の地元ではそれ解散したりというものが結構あるんです。駄目になつていくというのが結構ありまして、当初の合併協議会をまた半分ずつ分けてやるとか、そういう話は実はあります。

それで、さっきの税法の問題に関連してくるわけですけども、例えば三重県という、一番南側に、南牟婁郡、熊野市、北牟婁郡というといわれる熊野市、尾鷲市の辺りですね、その辺があるんですが、これ、全部合併しても十万人にもならないですね。ところが、ここでこの合併が、いわゆる南牟婁郡と熊野市というところ、一部はもう世耕さんの近くの和歌山の近くですが、この辺り全部合併する予定で進んでいたのが、ある日突然、何か庁舎の位置が気に入らないとか、それからあの村長が気に入らないとかでばらばらになつてしまつて、結局、和歌山の隣の紀宝町と熊野市というところが残だけがひつ付いて、今度はまた別のところが、残されたところが怒りながらまた別のところと合併するとか、そういう本来の目的と違うような合併があちこちで起きております。

そのときに、さっき大臣が言われたように、五万人以上のある程度大きな町については納得してもらつておられるところもあるし、準備もちゃんと進んでいるというふうな話がありますし、おとこの質問の中でも、大きなところからは評価も受けているんだというふうな話もありましたが、実際のところは、そういうふうな話でもできないところ

ころがかなり出てまいります。

さっきの話で、その一番端の紀宝町から紀伊長島というところまでずっと合併をしますと、それでも十万人にならないんですね。ところが、真ん中に大きな峠がありまして、その言葉が違ふんですよ、まず、方言が違ふんです。そういうようなところで、とても合併はできない、できないです。お互いのところから、いわゆる町から町へ行くのに一時間近く掛かります。同じ市の中です、ね、もし合併したら。そういうことになれば、当然、合併はこれ難しい。難しいというか、はつきり言つて、やつても意味ないと思うんですね。

そういうときに、今回のこの三位一体改革の進め方というのは、そういうこともはつきり言つて無視したようなお金の配分の仕方というところ、これはもう三重県だけじゃなくて、大臣のところも、お隣の和歌山なんというののも一杯あると思うんですよ。これ、大変ですからね。地形的に大変なんです、これは。

だから、そういうことを考えたときに、今回のこの三位一体改革、この税法の中に含まれたやり方というのは、そういう現実には即していかない部分があるからみんな怒つておられるわけ、そういうことも、今度さっきの話に戻りますが、八ブロック聞いたぐらいではつきり言つて分かるわけがないんじゃないかという、そういう、もうあきらめに似たところもかなりあると思うんですが、そういうことなんです、そのことについてはどうお考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 誠にこもつともなところだと思ひますが、私も九州というところは、御存じのように、筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、薩摩、大隅、日向、これで九州のことになつておるんですが、その九州のうち三州が、筑前、筑後、豊前というのが一緒になつて福岡県ということになつております。言葉が全然、私どもは、品のいい筑豊弁からいいますと、

これは多分、合併した明治の時代も多分大問題だったんだろうと思いますし、やっぱり名前をどうするかという話と、役場をどこに置くかという話と、あの首長じゃ辛抱しないという、大体、今小さなところでもめておりますのは、この三つが一番大きなように私どものところには聞こえます。

かつて、福岡市にするか博多市にするかで選挙
やって、一票差で福岡市に決まり、結果として国
鉄の駅は博多駅ということになって、今でも福岡
駅という駅は福岡にはありません。

そういう意味では、この種の名前というのは、これは歴史やら何やらごさいますんで、これはもう先生よく御存じのように、これは高橋先生の三重県に限らず、やっぱりどこでも、古い歴史のあるところほどそういうところは問題。私は、それは、ある意味じゃ面白いという部分もなかなかにしもあらずです。南部と、南部と津軽の違いなんというのは、我々九州の間から聞いたら両方ともずうずう弁で通じないという点においちゃ全く同じなんですけれども、お二方にとりましては、これは真剣に延々とどなり合っておられる国會議員もいらっしゃるぐらいですから、それは別に私も驚かぬのです。

そういう意味がたくさんありますんで、きめ細かくやらないかぬというのはそういうところだということのは私もよく分かるところなんで、そういったところは基本的には最後まで行かないとこ

一つだけ、高橋先生、御理解いただいておかないかぬのは、一人当たりの住民に掛かります行政経費というのが、五千人以下だと約百万円から百五万円ぐらいの間、掛かっております。それが大人口一百万ぐらいになりますと約半分の五十万ぐらいまで、ほとんど行政経費が下がる。二万人超しますと三十万台までということになるんで、そういった意味では、行政経費が掛かった分はほかのところから税金の補助が行つておるわけですから、そういった意味では、その行政経費をどん

の数に、勤めている人の数がどんと減るとか、町会議員の数を一挙に減らすとか、収入役、助役は全部町長一人でやるとか、いろんな形で、世界じゅうシティーマネジャーを雇っておられるところ等々がありますんで、小さいところでやる場合は、もう強制じゃありませんから、一応一人ということをめどにしておりますのは、行政経費の話が非常に五千人以下は百万以上掛かっておるという現実を見ましたときに、ほかのところから見ると、その分はおれたちが払っておるということになりますんで、そこらのところは、それに対応する分だけ経費をいろんな形で、職員含めて、削減をしていただくとか、いろんな形で経費節減というものをみんなで努力して、その代わり、うちは村でいく、町でいくというのは、私、それはそれなりの見識だとも思わないわけではないです。

だから、そこらのところは今までとは少し状況が違つてきておりますんで、対応をなさるのは、それはあくまでもその町における自主的な判断といふことにならうとは思ひます。ただ、今申し上げた点だけがちよつとほかのところから見た場合の問題でし、確かにこういう歴史のある地域ですから、いろいろ高野山含めて、いろいろこの地域は歴史の多いところでもありますんで、言葉が違ふのはよく分かるところでもありますんで、そここのところを強制的にやれというような話をする

○高橋千秋君 この合併の問題は、今度出てくる法律の中でもまた審議があると思いますので、余り詳しくは言っても仕方がないと思うんですが、大臣の今の話の中で、確かに小さな町に行政経費が掛かるのは、これは当たり前のことです。だけど、だからといって、じゃ全部数字で割り切つていいのかというと、私はそうではないというふうに思うんですね。大臣もまあ言葉の端々にそういう部分も出られておりますけれども。

どうも今出ているこのやり方というのは、数字でばさつばさつと切っていくというような、そういうやり方がある、そして一方で、地方の方とはにかくコスト削減をしないから、コスト削減をもうやらざるを得ないんだという、ぎりぎりのところまでこれは持つてきている。これは一つの方法だとは思いますが、だけれど、それじゃ、国の方はそれじゃどうしているんだというふうに地方から見ると、地方の方ばかり、それ、やれやれやれやれといつて、国の方のコスト削減が全然できていないじゃないかと、そういう思いが私は非常に強いと思うんですね。今回のこの中で、やはり全部地方にしわ寄せが来ているという思いが物すごく強くて、で、私がさつきから来年以降のことについてもっと早く出してくださいたいと言っているのは、やっぱり地方の協力を得ないとこれはできない話なんです。

その意味で、今回のこのやり方を見ていると地方、それは当然、金菜なきや協力せざるを得ないかも知らないけれども、地方から見ると、国への不信がどんどん募っていくばかりだと思います。その意味で、この不信を抱かせないことをするために、やはり早く出すべきだということをやつと言っているわけで、で、今回の中身についても、来年以降どうしていくのか。確かに四兆円の削減という話、これ地方から見ると、四兆円の削減というのは四兆円の税源移譲だというふうに当初思っていたと思うんですね。でも、そうでは

このままでは国と地方との信頼関係がどんどんどんどん崩れていくばかりだと思ふんですけれども、この信頼を確保するために、中身をやはりもう少し見直すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 一番最初の話に戻って恐縮ですが、やっぱり質的なものと量的なものとの二つ分けて考えにやいかぬところだと思ひますんで、質的な部分としては、基本的に地方に財源を渡す、地方に自由度が増す、それだけ地方は元氣になるというのが本来の趣旨、これは基本的には三位一体の本来の趣旨だと思います。傍ら、二百四兆円に上ります累積赤字を、地方債買い取りますので、その分を減らさにやいかぬという話がある、一つ別にあるので、これが両方一緒に入って三位一体というような話になりましたものですから、この後から来た量的削減の話が非常に大きくわあつと出てきた感じになっておるといふ点は、今おっしゃるとおり、当てが違つたと言われておられる部分というのはそちらの部分が大いいんだと思います。

ただ基本的には、スリム化をしていただけにやいかぬというところ等をもう少し丁寧にやっていかにやいかぬと思いますし、この種の合併の話にいたしましたも、また三位一体の話にしても、地方のいわゆる地方財政赤字というものの削減にいたしましたも、これは地方自治体の協力がいただかなければこれはなかなか前に進む話ではありません。

したがって、そういったところに関しましては、今後ともきちんと区別して、この部分とこの部分という話をきちんと今後ともさせていたただかにやいかぬ。そうした協力は得られぬぞという御指摘は誠にそのとおりだと思いますので、今後ともその点は努力をしていかなばならぬ

と思っております。

○高橋千秋君 今回のこの削減で致し方ないところもありますが、やはり地域のいろんな良き伝統のようなこともなくさざるを得ないというのがかなり出てくると思うんですね。

これは質問通告しておりませんので御存じないかも知れませんが、福岡でも、一九五三年に食糧配給を担った世話人を非常勤特別職公務員として制度化しているんですね。二千六百人、この方がお見えになりました。自治会長との兼任というのが多いみたいですが、これも今回なくしていくという方向にあるそうです。これがいかに悪いかは別として、いろんな制度をやっばりなくしていく必要はないと。確かに、必要なものを作る必要はありませんし、削れるところはやっばり削るべきだと。これは私も民間会社におりましたのでそれはもう当たり前のことだと思いますが、やはり単純にコストとか数字だけで割り切っていくというのは私は良くないことだと思えますし、このコスト削減していく、節約をしていくということをやはり国が率先してやっばりやっていくべきだろうなというふうに思うんですね。

先日の質問の中で義務教育国庫負担の話をしていただいたときに、その地元の大瀬東作さんという昔の村長さんの話をさせていただきました。その方が大正十年に論文を書かれているんですけども、その中に教育費の問題で、当時の原総理とか、原首相とか、それから中橋文部大臣とかがその地方の節約のことについていろいろ述べておられるんですね。

一つは、例えばそのときの中橋文部大臣という方は、田舎の学校に運動場などは必要である、田んぼの中で走り回しておればよいではないか、運動場廃止なども義務教育費節約の一方法だ、このようなことを言われております。あと、はかまはくなんというのは田舎の子供たちには要らないとか、それから教科書は子供三代下ぐらいまでは使い回しをすればいいとか、そのようなことが

この中に、その当時の国の責任者が発言をされている文書がその中に入っております。当時のことから思うとそうなのかも知れません。

今回の中で、そこまでは当然言わないでしようし、そういうことをそこまでする必要はありませんが、ある程度やっばり節約をしていかなければいけないという部分をまず国が率先してやるべきだと思っておりますが、今回の中で、それぞれコスト、地方に渡すお金を減らしますから、地方はコスト意識を持ってコスト削減をしないといふことを命じているわけですね。でも、どうも国の方のその部分が見えてこないんですね。その部分をやっばりもつと、国はこれだけやっばり出すべきだと思っておりますけれども、大臣、どうお考えです。

○国務大臣(麻生太郎君) 私どもは地方を守る立場にいますので、これは今の御指摘、御質問は多分大蔵省とかその他ということになろうかと思いますが、全体的には結構公共工事の話とかいうものを含めまして、国全体としては随分減らしてきておるのではないかと、この数年の間。少なくとも公務員の数も間違いなく減ってきておりますし、今千人当たりの公務員の人口比は多分先進国の中でアメリカの半分以下、ドイツの三分の一以下ぐらいまで公務員の数は減りました。

また、いろんな意味で合併等々進んで、食糧庁はやめた等々、幾つか国としてはそれなりにこの数年間の間いろんな形で努力をし、減らしている。傍ら治安の方は極めて悪くなってきたという地域もありますので、そういった意味、対策に對しましては、警察官の数は増やした中で純減に公務員はさせておる等々、それなりの努力はしているところはあるんだと思いますが、非常にずうたいのかいところでもありますが、なかなかそういうところから国は何もしておらぬけれども、地方だけがという気持ちが出てくるというところは分からねわけてはありませんで、地方も国の方もいろいろ努力をしておる。国会の中にいろいろ

る御意見をいただいてそれを基に政府としては対応しておるという点は、もう少し具体的にこんな具合になっておるといふことは地方に分かりやすく説明した方が地方の納得も得やすいのではないかとこの御意見は、私もそう思います。

○高橋千秋君 やっばり今回の、さっきの八ブロックの話にこだわらねえわけじゃないんですが、やっばり地方の、例えば県の職員なり市の、市町村の職員から見ると非常に総務省の役人の方というのは遠いんですね。まだ、感覚が遠い、気持ち的にね。まだ総務省の方は結構県庁なんかに行ったりしていますから、ほかの、さっきの言われた財務省なんかから見るともつと近いかも知れませんが、はつきり言って感覚的に非常に遠いんですね。特に市町村の役場から見たらもう何かはるかかなたでかすんでいて見えないぐらいなそんな雰囲気、やっばりそういうところから見ると、単純に通達のような形でほんと文書が下りてくる、で、コスト削減しなさいと。これではやっばりなかなか地方の方から見ると、それじゃ一生懸命やりましょうかというのにはならないと思いますし、さっきの話で税金が減らされるから致し方なくやらざるを得ないという、合併なんかでもそうですが、合併で前の片山大臣も言われていましたけれども、これはあくまでも自主的な合併なんですと、今このように言われますし、そう言わざるを得ないでしようけれども、実際のところは強制合併的なものだと思うんですね、今回のことも。

これは自主的な合併ですよと言いますが、もう税金がないからせざるを得ない。あめとむちでいえばあめという部分よりも、もうむち的なことが多くなってくると思うんですね。

その意味ではやっばりもう少し、さっきも申しましたけれども、きめ細やかな対応をやっばり是非していただきたいなというふうに思いますし、これは新法の、新しく出る法律の論議の中でやればいい話かも知れませんが、今回出てくる知事があつせんをできるのかというところ、どうでありますけれども、私、今回のこのことで

果たして合併がその思いのように進むのかどうかというのは、そんな簡単にいくのかなというような気がしているんですね。幾ら知事があつせんしてもいいと言つてもそんな単純にはいかないと思うんですねけれども、まだ法律が出ておりませんが、そのことも含めて、もう少し総務省のリーダーシップというのが求められると思うんですね、でも、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) なるべくその地域、例えば郡なら郡という単位で合併という話が進むのが最も私どもとしてはいいと思っておりますが、今全国、福岡県は九十九市町村ありますけれども、この人口五百万で九十九の市町村があるんですが、この中で今全国町村会長がたまたま九州、福岡県から出ておることもこれあり、県単位で町村会、町村長会をやるからそれに対して出てきて説明という話がいただいたたりいたしておりますので、そういった形では私ども、出しますという話も約束をいたしております。

そういった意味では、三重県で町村長会がまとまってやられるというのであれば、そこらの御要望をいただければ私どもとして応じる等々、これは、うちはもうしなくても全部話は付いたからええというところも正直言つてあるんで、そういうところもありますけれども、それは県によって全部違いますので、もう誠に日本というのは実にいろいろあると、正直、今回は実感としてそう思いました。そういった意味では、各県ごとにいろいろ、そういう御意見のあるところ、うちはもう話がそこはずつとでさ上がつっているからもうええというところもあります。ありますので、そういった意味では県によって差があることも確かです。

ですが、いずれにいたしましても、そういった御要望に対してはきめ細かく対応ということには指示もしておりますので、きちんと対応させていたなく、ちよつと知事が強制的な物を言っているように思われるのはいかがなものか、ましてや国が

というのは更にどうかという感じが正直なところでもありますので、御要望をいただかないと、こつちが出掛けていって説明するから集めるな、という話とは少し違うのではないかとというのが私どもの何となく感じているところです。

○高橋千秋君　もう私の持分はなくなつてしまいましたが、最後に一言だけ聞きたいんです。先日、大臣の地元福岡のことで、例の生活保護費の積立の問題が判決が出ました。これ、当たり前の話だなというふうに思うんですが、生活保護を受けていたお父さんが娘を学校にやりた、高校へやりたいという思いで生活保護費の中からもう本分に削って保険を掛けていたと。それが結局、違反だということで生活保護費が半分以下に減らされてしまったというようにありますが、まして、それはおかしいということで裁判になつて最高裁で判決が出たということは聞いておられると思いますけれども。

これは我々から見ると、何でそんなことを六年も裁判でやらなきゃいけないんだという思いもあります。これは生活保護費のことは総務省とは直接関係ないかも分りませんが、生活保護や児童扶養手当の給付とか、この辺についても削減をしていくという中で、やっぱり同じような話が出てくる、これは担当者の問題かも分りませんが、そういうようなことが出てくる可能性はあるわけですね。可能性があるというか、そういうことが出てきてもらつては困りますけれども。

そういう生活保護費等についてもやっぱり今回のこのいろいろ三位一体の中で今後議論がされていくことだと思ひますけれども、この裁判のことの御感想と、そういう部分について本場に地方の生活を守っていく、地方の教育を守っていく、そういう部分についてはちゃんと守っていくんだというのを大臣としてもお示しをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君)　これは基本的に法律で国民の最低生活保障というのにはでき上がつており

ますので、今の点につきまして、生活保護をただただ数字合わせに削るということはありません。

ただ、今、高橋先生、一つだけ生活保護費というものを人口千人に当たりまして、例えば福岡県十七・六、北海道同じく十七・六、傍ら富山、岐阜一・六、一・八というのは、十倍違うという事実がある、これは元々、多分、北海道も福岡もこれは炭鉱というものが抜きには語れぬと思ひます。生活保護というのは元々、炭鉱離職者に対する対応として始まった黒手帳と言われるものでありますので、そこで少し歴史的な違いはあるとは思ひますけれども、非常に多い。一けた台と二けた台というの差は余りにもちよつと大きいのではないかとこの御指摘はそれなりの説得力のあるところではあるんです、確かに。

そういう意味では、これは今から年末に当たりまして厚生省等々というところと詰めていかにいかぬところだと思ひますけれども、そういう事実だけひとつ頭に入れておいていただければと思ひますが、基本的に生活の最低保障をしております憲法上の制約のこともありますので、ただただ数字合わせに減らすというようなことには賛成いたしかねます。

○高橋千秋君　もう時間が来ておりますので終わりますが、この続きは来週また予算委員会ですらしていただきますので、よろしくお願いいたしますと思ひます。

それでは、高橋議員に。

○高橋良充君　民主党・新緑風会の高橋良充でございます。

地方の意見を聞けという話については、今、高橋議員の方からの議論もございましたので、その部分は若干避けたいというふうに思ひますが、私も、この二か月ほどで約四十人近い知事さんや市町村長さんとの間にお会いしました。一貫して言われているのは、やっぱり非常に厳しい三位一体改革について批判を持っておられる。まあ、やみ討ちだ、だまし討ちだ、国の財政再建だけしか考えていないんじゃないかという意見に集約され

るんですが、一番端的に的を得て言われているのが、宮城の浅野知事も言っておられますけれども、どうも政府は地方自治体の思いとは別に、登山の登り口を間違えたのではないかと。こういうことが私はやっぱり一番的を得ているんじゃないかと。今も大臣と高橋議員との議論を聞いていますと、どうもそういうずれ違いがあるんじゃないかなというふうに思ひます。

先ほど、大臣が地方自治体の人件費問題を若干出されました。私は、この三位一体改革と人件費問題、全体的には、総論的にはある程度はリンクはすると思ひますが、どうも国の場合はこの三位一体改革を財政論というか行革論から登り口、上がつていこうとされているのではないかと。しかし、本来の三位一体改革というのは分権論からだというのが今まで、昨年まで総理も財務大臣も総務大臣も一致をした意見だったんですね。

そして、二〇〇三年の、経済財政諮問会議の経済財政運営と構造改革に対する基本方針の二〇〇三というところで明確に基本方針、書かれていたのは次のようなことですね。三位一体の改革を推進をし、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治本来の姿の実現に向けて改革をするんだと。

そして、塩川前財務大臣は、去年の三月五日、私の質問に対して次のように答えておられます。三位一体改革は、財政論だけの議論ではないんだ、分権問題も結び付いているんだ、総理も構造改革を進めると言っておる、地方に任ずるものは任そう、そこが非常に大事なところだ、その分権に伴つて財源を動かしていくんだと。これは正しい議論だったと思ひます。それを受けて、片山総務大臣が、分権とかかわるのは当たり前だと、財務大臣が言っているのは、総理も構造改革の大きな目玉だと言っているんだと。

だから、分権の視点で三位一体改革というのは進めていくんだというのはいま政府の統一した見解だったというふうに思ひますけれども、しかし、ふたを開けてみると、出てきたのは、塩川さ

んが言つておられた当初の財政論が先行して分権論なんか全くその中身に、まあちよつとは入っているでしょうけれども、大方分権論が出てきていない。

私は、この間の予算委員会でも総理に申し上げました。この分権論から入ることが、三位一体改革というのは財政改革も当然入っているんだ、しかしその財政改革を行つていく上でどうするかというところでいけば分権論から入る三位一体改革というのは太陽政策なんだ、北風と太陽からいけば、しかし、行革論から入る三位一体改革というのは北風論だと、こういうふうに言ひましたけれども、今、政府は正に地方自治体に北風を吹かせているんだと。それは、福岡も長崎も熊本も寄せていただきましたけれども、皆さん方、暖かい土地の皆さん方の首長さんみんなが、北風吹かされて、正に九州も雪の中だと、そういう批判というか、持つておられるわけです。

その辺の考え方について、もう一度総務大臣とそれから財務省に、三位一体改革の目的についてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君)　この地域主権の話につきましては、先生おっしゃるとおり、もう基本としては非常に明確だと思ひます。

地方が元氣が出るためには、地方に自由度を増やさなきゃいかぬ、その地方が自由度が出るためにはある程度財源が要る、それが基本の流れだと思ひます。そういうのをまず大前提に立ちまして、少なくとも明治の方、中央集権で廃藩置県以来それでやってきたところを少し、あの時代はあの時代なりに当たった政策だったと思ひます。少なくとも近代工業化社会を目指すあの時代にあつては、私は正しかった政策だと思ひます。戦後も経済復興に一本に絞つたぐらいのところまで経済はわあつと伸びていく、あの段階では間違いなくこれも当たつておつたと思ひます。

ただ、これだけ豊かになつて、先進諸国に仲間入りして世界のベストセブンに選ばれる、かつ経

済力は常にナンバーツーを、これだけ失われた十年、十二年と言われながらもナンバーツーを維持しているというほどの豊かな国になってきた場合に、今までどおり国が決めていけば全部さあつといふかというのはいか悪いか。むしろ地域からいろいろ出された方がいいのではないかと意見になって、多分今、地域主権という言葉に、流れに流れてきた。これはもう高橋先生と全くそのところは同じところだと思いますが。

（委員長退席、理事山崎力君着席）

問題は、そのときに地域主権で出てくるというところに、三位一体という言葉を使っています。三位一体という言葉は、両方使っています。質的な面でいいますと、間違いない。これは地域主権という形で、少なくともこれまで大蔵省が放さなかつた基幹税というものを放して、少なくともそれが住民税に移行した。これは物すごく大きな変化もありましたし、またその地域に渡されれば、その財源はいわゆる補助金とは違いますが、いろいろな形で地方がそのお金を使えるようになったという点に関しては、私は大きな主権が移っていることは間違いないと思っております。それが一つです。これは、片山先生の言葉をかりれば、そこそこうまくいったんじゃないかというところなんだと思えます。

もう一つの質的じゃない量的なところの部分の元々は、いわゆる中央財政の赤字を何とかせよといふこと、いわゆる歳入の見直しというところが出てきて、それが交付税の削減につながったというところなんだと思えます。そこで、そこは逆にこれまで地方の分をもうちょっとスリムにしたいだけじゃないかと。

例えばということ、地方で単独でやってもらった事業に関しては少なくともパブル以前までの単独事業の額に減らしてくださいとか、また一般の経費に、行政経費につきましては昨年より増やさないでくださいというような一応目安を立てて

みたり、そういった形にして削減をお願いしているという部分が同時に来ているところがある。いかにも今言われたようなところを感じに取られるところであつて、本来の目的は、高橋先生の言われたとおり、私どもとしては、基本としては、地域主権というものを与えるということによってこの国の新しい改革に手を付けたいというのが本来の目的、その他の手段と、基本的にはそういう御意見には賛成であります。

○大臣政務官（山下英利君） ただいま麻生大臣の方から御答弁されました内容ともうほとんど重なるということもあると思えます。財務省から申し上げますと、この三位一体の改革につきましても、本当に地方にできることは地方にという考え方を基に今回の予算編成も行わせていただいているところでありまして、先ほど高橋先生御指摘のとおり、確かに財政的には厳しいのは、これは国も地方もともに厳しいわけでございます。

ですから、地方にできることをやっていただくための権限と責任を持っていただく、そのための効率的な選択と集中ということも考え、もう一方では国、地方とも非常に厳しい財政状況でございますので、国、地方全体の行政のスリム化、これも考えながらの予算編成、そして最終的には効率的な小さな政府を作っていくという考え方に基づいているところであります。この流れを国、地方ともに協力してやっていくためには、今後とも地方と国が手を携えて、意見交換を続けながらお互いに理解し合うということが大前提ではなからうかと、そのように思っております。

そして、一方では、スリム化ということだけではなくて、種々の措置を講じまして一兆円の補助金改革実施したところでありましても、その際には地方の自主性、裁量性を拡大するという観点からの措置も講じさせていただいたところでございます。ですから、今回の三位一体の改革におきましては、その両面が入っているところで、なかなか御理解も難しい部分もあるかというふう

思っているところであります。

○高橋良充君 答弁を聞いていますとそんなにすれ違いないんですが、ただ言っておられることとやっておられることが全く違うから違和感を持つんですけれども。

先ほど山下政務官の方から、分権の視点を持ちながらスリム化も必要だと、こう言われました。私は、先ほど言ったように、太陽政策から言えば、分権の視点を持つ三位一体改革をすれば結果としてスリム化に通じますよ、それが三位一体改革の本来の目的ではないですか、こういうことを言っているんですけれども、どうも財務省はその登り口をスリム化から入ってきている。これがやっぱり地方自治体との違和感が一番の大きなところなんだと。

（理事山崎力君退席、委員長着席）

そこで、お尋ねをしますけれども、三月十日の日経新聞、御承知のはずですね。地方交付税更に七兆円、この削減をするんだと、こういう報道がされています。事実だとすれば、私はこれは驚きを通り越してあきれ、あきれ返るばかりだと。私も今回の三位一体改革、何回もこの指摘を昨年からしてまいりました。そして、今回の部分でも問題点をいろいろ言っていますけれども、大きく分けて三つの問題点があったと思うんですよ。

一つは、交付税の削減が他の補助金や税源移譲と比べて突出をしていると。国の痛みに比べて地方の痛みの方が大き過ぎるというのがまず第一の問題点ですね。それから二つ目に、国庫補助金の見直しというのはスリム化の観点で、先ほど言っておられますけれども、スリム化の観点で削るばかりで、地方に自主性が全く与えられていないような見直しというのは非常に少ないと。まちづくり交付金というのは若干の部分はありますけれども、そして三つ目に、その結果、税源移譲は期待をされたほどではなくて、全くのごくわずしか税源移譲がされていない。こういう評価なんです、地方自治体が皆怒っておられるというのは。

そこへ来年度以降また七兆円の交付税をカットをするんだと。これでは地方の自由度や自主性高めると三位一体改革の本筋なんかも全く、事実であればですよ、無視していると言わざるを得ないというふうに思うんですが、七兆円の交付税の削減目標のようすけれども、なぜ七兆円削減しなければならぬのか、その根拠を示していただきたい。

○政府参考人（勝栄二郎君） お答えいたします。

まず、各年度におきます地方交付税総額ですけれども、この総額は地方財政計画の策定を通じて決まるものでございまして、御承知のように、地方交付税総額は歳出と歳入の差額を補てんするものだと言われております。

それで、その点について申し上げますと、まず歳入面ですけれども、地方税収の見直しやいわゆる法定交付税分といいますが、基礎算定となります。国税の収入の見直しですけれども、これは当然ながら毎年の景気動向や税制改正によって大きく左右されます。また、歳出につきましても、国の一般歳出の方も、不断の見直し、補助金の見直し、制度見直し等によって変わりますし、地方の歳出も不断の見直しによって毎年見直されていると思っております。

したがって、地方交付税の総額はこれらの様々な要因によって決まるものでございまして、あらかじめ削減の具体的な目標を定めることはできませんし、また財務省として特定の削減目標を有しているわけではございません。

ただ、もう一つ申し上げたいと思えますのは、先ほどおっしゃいました基本方針二〇〇三ですけれども、そこには地方歳出の見直しを通じて地方交付税の総額を抑制することが必要だと書かれていることだけは付言させていただきたいと思っております。

○高橋良充君 ということは、この日経新聞に出されているこの内容というのは、財務省としては全くそんなことは考えていない、ほぼ間違いない、そういうふうな受け取ってよろしいですか。

それで、何をもつて交付税総額は相対的に高い水準にあるかという御質問ですけれども、これはいろんな見方は確かにあると思います。

一つ、我々が財政制度審議会等で説明させていただいています一つの指標は、例えば五十八年度を起点にしますと、十五年度ですからちよつと古い数字ですけれども、地方交付税交付金の、一〇〇〇、五十八年度を一〇〇にした場合の指数ですけれども二三八と。それで社会保障関係費は二〇〇八、防衛関係費は一八〇、国の一般歳出は一四四

また、その比較する指標の一つとして、交付税総額の水準の比較指標として、地方歳出のほかに、国の歳出を引用することがおかしいのではないかと、いう点でございしますけれども、指標はいろいろあると思います。ただ、交付税と非常に密接な関係がございします地方歳出と併せて、地方歳出と併せて国の一般歳出も比較するということも、一つの指標としては特に問題ないと考えております。

○高嶋良充君　先ほど昭和五十八年度からの比較ということを経済財政諮問会議に出されたということ、を、答弁がありました。私は、この一九八四年です、五十八年、ここを起点に取るということ、は、もう財務省が交付税の伸びが高いということ、

またもう一つの理由でございますけれども、その後異常なバブル期を迎えておりましたので、その間に経済の動向、また国、地方を合わせた騰出についても非常に大きな変動がありましたので、ある程度長期的な期間を用いて比較する方が適當ではないかと考えております。

○高嶋良充君　私は、やっぱり一番公平に、国との歳出と、それから交付税の比較はやっぱり公平にやるべきだというふうに思うんですね。どこを起点にすれば一番公平かというのと、やっぱり先ほど言いましたように、国の地方、補助率をカットをやつてこれたんですけれども、それがやつぱり終わった時点で数値を取るのが一番公平ではないかと。先ほどもバブルの問題を言われ

一九九三年 平成五年ですかを起点にする考え方は、いろんな考え方があると思いますが、我々は、一九九三年度はやはりまだバブル崩壊後の時点でごさいます、バブル時期に異常な経済の変動、歳入歳入の変動がありましたので、その影響はまだ収まったかどうかということも必ずしも一概に言えないと思いますので、もうちょっと長期的な視点で見るということも一つの考え方じゃないかと思っております。

○高嶋良充君 この政府から出されている国と地方の一般歳出の増減率の推移という表から見て、平成十二年から十六年、基本的に言えば国の一般歳出よりも地方の一般歳出あるいは地財計画の歳出なんかもどんどん減っているというのはもう明らかなんですけれども、正に地方自治体の主

が行革という部分ではやっぱり血のにじむような努力をやっているわけですよ。

先ほども人件費の話出ていますけれども、今地方自治体で給与カット、人勤よりもっと削るという削減をするというやり方ですね、これが徹底的にやられてきているという状況がありますよ。

予算委員会でも総務省に質問を求めたら、千二百団体やっているんだと、こういうことですけれども、人件費、給与カットだけじゃなしに、全体的な地方自治体の行革の状況について、もう一度総務省の方から説明いただけませんか。

○副大臣(山口俊一君) お答えをさせていただきます。

今、高嶋先生御指摘のとおり、千二百以上の団体が総額で千三百億を超える独自の給与削減ということを実施をいただいております。これに關しましては、もう恐らく先生の方が詳しいんじゃないかと思いますが、いわゆる人事院勧告以外に正に地方の努力で組合の皆さん方と種々協議をしながらあえてこうした御努力をいただいておりますというふうなことでありますけれども、そうしたこと以外にも、一つには、市町村合併等を進める中で、定員管理とか給与の適正化あるいは行政評価システムの導入、さらには事務の外部委託等々、地方公共団体の皆様方、賢明に取り組んでいただいております。

さらに、地方公務員の数にしましては、平成七年から要するに九年間連続で減少いたしております。公務員の、地方公務員の給与水準、いわゆるラスパイレース指数であります、これにつきましても既に全国の四分の三以上の団体が一〇〇未満というふうなことでありますし、全地方公共団体平均でも一〇〇・六というふうなことになっておりまして、一時期と比べますとかなり御努力をいただいておりますというふうに私は理解をいたしております。

○高嶋良充君 財務省としてはどうですか。地方行革の進捗状況、今説明をいただきましたけれども、国の関係で、国の行革との絡みも含めてどの

ような認識を持っておられますか。

○大臣政務官(山下英利君) 財務省といたしましても、この点に關しましては地方だけが行革を進め努力をしていくべきではないと、そのように考えております。

ですから、国の方といたしましては十六年度末、公債残高四百八十三兆円に達する見込みであるというふうなことからいたしまして、財政の中長期的な持続可能性というものを何とか回復するための構造改革の推進は重要な課題になっているところでございます。

このような認識の中で、引き続き歳出改革路線を堅持いたしまして、実質的には一般会計歳出及び一般歳出につきましては前年度の水準以下に抑制をしたところでございまして、一方では、基本方針二〇〇三等を踏まえまして各分野においても本当に必要な施策に對しましての絞り込みを行って、めり張りのある予算配分をさせていただいたところとあります。したがって、その結果、公債依存度は前年度と同じ水準の四四・六%というふうになったところであります。

一方、地方財政につきましても、十六年度末の地方の借入残高二百四兆円が見込まれる等、やはりこれは地方財政、非常に厳しいという状況にあることをかんがみまして、地方が自立していく基盤を構築する観点から、財政の健全化というものは喫緊の課題であると、そのように考えております。

したがって、各地方団体におかれては、一層行政改革を始めとして各般の取組を進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

○高嶋良充君 総務省に伺いますが、先ほど、今まで私と財務省の議論を聞いておられて、とりわけ、まずこの三月十日付けの日報新聞に載っている交付税の七兆円削減、これがもし行われるということであるということも含めて、総務省はこれに對してどう考えているのかということ、こういう形の試算、削減目標ですね、基準、さらに今

やりとりを聞いておられて、経済財政諮問会議等にも財務省の考え方が昭和五十八年を起点にするとかといういろいろな考えで出されているんですけれども、そういう試算の取り方等々を含めて総務省はどういう考え方を持っておられるのか、お尋ねをしたい。

○副大臣(山口俊一君) 新聞記事につきましては、私も全く論外だというふうに思っております。先ほど来高嶋先生の御質問をお伺いしながら、大変有り難いと思ひながら実は聞かせていただいております。

今お話を議論もございましたけれども、こういう対象とならないデータを比較するというのはどうなのかというふうな思いもございします。もし比較をするのであれば、先ほど先生の方もお話がありましたように、国の一般会計歳出と比較すべき対象は、あくまで地方財政計画の歳出なんだろうというふうに思っておりますし、あえて交付税額と比較をするというふうなことにするのであれば、交付税額のうちの特例措置分と実は赤字国債の額を比較をした方がいいんじゃないか。起点に關しても全く先生の方がおっしゃったとおり、私も同感でございます。

御参考までに、実はこの赤字国債と比較をしてみますと、逆に交付税の方が三十兆以上いたいただいてもいいんじゃないかというふうな試算も実はございまして、いろんな主張があるんじゃないでしょうか、少なくとも日報新聞に出たような話というのは全く論外であるというふうに私も考えております。

○高嶋良充君 なるほど、総務省は私の考え方と大筋一致しているんですが、今、特例公債と交付税の特例措置分、この推移の關係も言われましたけれども、これもあれですね、一九九四年の時点ではどちらも同じような状況だったんですけれども、これは国の方がどんどん上がっていったって、交付税の關係はそんなに上がっていない。指数で言えば、当初両方とも一〇〇だったのが、十年後の二〇〇四年、今年ですけれども、

特例公債、国の方は九五〇の指数になっている、大体。そして、交付税の特例措置分というのは二三〇ぐらいだと、こういう指数になっている。今、山口副大臣の方から交付税の方を増やしてもいいんじゃないかと、こういう話もありますけれども、私も当然そうだというふうに思います。

今の総務省のコメントに對して、財務省のこれからの考え方変えてもらわないかぬというふうに思うんですが、今までどおり財務省の試算に沿って交付税の抑制を行うべきだと、こういうふうにもし考えておられるなら、もっと明確な根拠を伺いたいと思うんですが、その点どうでしょう。

○政府参考人(勝栄二郎君) 先ほど申し上げましたように、交付税総額につきましては一定の指標に基づいた水準を目標として設定しているわけではございません。

繰り返しになりますが、交付税総額は歳入歳出面の要素から決定されるものでありまして、国、地方を通じてやはり歳出努力が必要だと考えております。

○高嶋良充君 どうも財務省は財政優先の考え方が強いようなんですけれども、

これも予算委員会、財務大臣に国の責任はなにかと、地方財政こういう状況にしてということとを申し上げましたけれども、もう一度、国の対策と地方財政の現状、この相關關係について国として一体どう考えているのかということとを再度財務省にお聞きしたいんですけれども、谷垣財務大臣は、国の責任が全くないとは言っておられないけれども、そういう趣旨の発言が最近ずっと目立っているんですね。

いずれにしても、内閣拡大の要請にこたえて地方が単独事業の追加をやったことというのは、もう政府も地方自治体もこれを否定することはできないというふうに思うんですよ。毎年度、国の景気対策として公共事業の実施や地方単独事業の追加を国が求めてきたという、そのことをやらせておいて、今更交付税を大幅に削減をして歳出カットだ歳出カットだと、こういうことを言われると

○高嶋良充君 全くとは言いませんけれども、国の責任というか、国の対策と地方財政、とりわけ国の対策、政策によって地方交付税が伸びてきたという、その辺の観点での国の責任というのはいさちつと示されていないというのは非常に残念なんですけれども。

私は、このまま行ったら自治体一揆が起ころと

いずれにしても、この日経新聞に載っているような試算に基づいて七兆円の交付税をカットするなどとすることが、ある程度は否定されましたけれども、もしそんな考え方を財務省が少しでも持つているというなら、これは国と地方の財政戦争に発展すると、そういうところまで自治体の皆さん方は非常に怒り心頭に思っておられるということを申し上げて、是非このようなことのないように、これはもう財務省だけじゃなしに、総務大臣にもしっかりと頑張っていたいで、地方自治体サービスが向上できるような、そういう視点で三位一体改革というのはやっていくんだと。そして、地方分権、三位一体改革というのは

それで、本来、地方の自主性を高める改革だといふのであれば、その事業そのものを丸ごと地方自治体の方に、この部分はすべて補助金改革で税源移譲の方に回しますよと、こういうことをすれ

だから、塩川財務大臣も、一番苦労しているのは財政論だけで言わないんだと。財政論だけで言うんなら一律何%カットでそれでいいでしょう、国の行財政改革としてやられるという部分ですから。財政論だけではないんだと、分権論も絡んできているから非常に難しいんやと。だから、昨年

の三月五日の段階では、三位一体改革の方針をきちんと決める六月までにまだまだ調整が必要なんだと、そういうことを言っておられて、昨年の三月の段階ではまだ、やることはやるけれども具体的にはまだ言えないんだと、こういうことを言っておられたんですよ。

そういう視点が今回の一兆三百億の中には全くない。いろいろな部分を少しずつカットしてきて、総理は一兆円だ、こう言ったものだから、各役所が一兆円になるためにいろんなところを少しずつ削って持ち寄って一兆円にしたんだと、これで補助金改革だ、改革だ。そんな話になっていくから、地方自治体がやみ討ちだ、だまし討ちだとして怒っているのじゃないですか。だから、そこをきちんとしてあげないと駄目だと思ふ。

このままだと、各補助金どうですか。地方自治体は補助金のいろんな補助金、先ほどの住宅補助にしても補助金のパイが少なくなっただけで改革の中心が全くないわけだから、そのパイの少なくなった補助金を、みんな各自自治体が補助金を獲得するためにまたこれ永田町、霞が関に出向いてきてその取り合いをするという状況になってしましますよ。本来は、そういうことをなくして、補助金を丸ごとこの部分はもうなくしますよと、それを一般財源化するから自由にそれは自治体で優先順位を付けて使ってくださいと、それが裁量性、自由度、自主性、谷垣大臣は自由度という言葉をよく使われますけれども、全く自由度ないじゃないですか、これでは。

だから、ちまちまと一つの補助金を数%ずつ削減するというのは、これは補助金改革ではないと、そういうふうに私が申し上げているのであって、一つの事業を丸ごと廃止をして単独事業に転換するのではありませんか、補助金改革とは言えないんですかと、こう申し上げているんですけれども、どうでしょう。

○大臣政務官(山下英利君) ただいまの一兆円の改革についてでありますけれども、一つ一つ補助

金の内容を丹念に見直して、スリム化という話を先ほどさせていただいたんですが、やはり今回の補助金の改革については、要するにスリム化だけではなくて新しい事業というものを盛り込みたいところでございます。その際には地方の自主性、裁量性を拡大するという観点から、例えば地方の自主性や裁量性が最大限発揮できるようにまちづくりに交付金というものも創設をさせていただきまして、これを最初にまず言わせていただきます。そういうふうにも思っております。

それから、国の管理を縮減する観点から、農業委員会の設置に係る市町村の裁量というのを、これは必要な基準面積の引上げというところから裁量を拡大をいたしております。あと、地方が自由に使える財源を拡充すべく、補助金の一般財源化、これは本場に積極的に推進したというふうな私どもも考えているところでありまして、これからは地方と国がやはりきちんとして連携を取ってやっていくというところが原点であるというふうな私どもも考えているところでございます。

それからもう一点は、義務教育費の国庫負担制度についてでありますけれども、教職員の給与水準等、これは地方が自由に決定できる総額裁量制を今回導入したというのはい一つのポイントではなからうかなと、そのように思っております。

○高嶋良充君 どう言い繕われようと、まちづくり交付金の関係は私も全くそれを否定しているんではないんです、それ以外の部分で言っておるんですけれども、財務省は本場は補助金改革、三位一体に基づくんですよ、三位一体に基づく補助金改革など本心はやっぱりやりたくないんだと、そうとらえられてもやむを得ないんじゃないかというふうにも思ふんですけれども。

単なる、先ほども言っていますように、通常の予算査定を三位一体改革の補助金改革なんだというふうにとらえていると、そういうふうなこの各地方自治体は取っているんですけれども、この補助金を廃止をして税源移譲をきちんとしていくと、

そういうことに本場は財務省としては反対とか、余り好ましくないんだと、そういうお考えをお持ちではないんですか。その辺はどうですか。

○政府参考人(勝栄二郎君) 基本方針二〇〇三に基づきまして、三位一体、補助金改革、補助金改革は廃止、縮減等、等は交付金化というイメージ、及び交付税の改革、税源移譲をやっていくというところを閣議決定いたしました。補助金改革につきましましては四兆円を目途に改革を行うと、税源移譲につきましても事務事業を見直して、地方に残るものにつきましましては基幹税を含んで税源移譲を行うというのを閣議決定いたしました。

また、現に十六年度予算におきまして、まず所得譲与税を創設いたしまして、四千二百四十九億円の税源移譲をいたしております。将来の税源移譲の対象としまして、予定特例交付金といまして二千三百九十九億円を措置いたしております。

○高嶋良充君 補助金で削った分、ちまちまと削られたんですけれども、それはある程度、六千五百億近く税源移譲されてきているというのは、その辺は私も否定はしてないんですけれども、しかしこの補助金改革という観点からいけば、先ほども言っているように、一兆三百億のまちづくり交付金等の部分なんかも差っ引いてしまつと、私は全体の額の四兆円の中に含めること自体がおかしいと先ほどから言っているんですけれども、本来の目的である地方の自主性、谷垣大臣からいえば自由度を高める、こういう補助金改革を今後は本格的に取り組むんだと、そういうふうな受け取らせていただいてよろしいですか。

○大臣政務官(山下英利君) 補助金の改革における税源移譲、これはもうこういう既定路線の中で粛々とやっていくという考え方でございます。ですから、これからの改革を進める中で、税源移譲というものを常に念頭に置きながらこの改革を進めていきたいと、そのように思っております。

○高嶋良充君 もう一つ、財務省はおかしなこと

を言っておられるんだけれども、交付税に絡む臨時財政対策債、これを財源として見込む財政運営は適当ではないと、これは何新聞で見たかね。これは事務次官もそういうことを記者会見で言っておられたようだけれども、これは総務省というか、総務大臣、副大臣ですかね、でも結構ですけれども、総務省としてはどういう考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君) これはもう高嶋先生御存じのように、地方交付税法第六条三の二というところで制度改正として平成十二年度にこれは法律が既に決定をして、交付税特別会計借入金による財政の一層の透明化、借入金の累積防止という観点から、国と地方の間において基本的には折半という基本方針を維持した上で、地方の財政対策債、臨時財政対策債の発行で補てんすると、これは決まった話と記憶をいたしますので、言わば交付税の身代わり財源としてこの種は考えられたと。

なぜこんなものができたかといえば、交付税だけだと何となく地方団体や住民に借金の実態が分かりにくくさせておるではないかということからこの折半という方式が採用されたというものでして、法律に基づくいわゆる制度的な財源というものでありますので、この種の話を全然無視しておいて、いきなり今のようなお話と。ちよっと直接聞いたわけじゃないんで、そういう話を聞いておりませんから。

大体、新聞に書いてある話というのはそのままだ、それがそのままと言われる話は余り、自分のことが書いてあると大体半分は違ひますので、人様のこともほぼ同じ事情、半分は違ひは違ひだと思つて聞かずにいかにぬものだと思つて聞いておりますけれども、直接聞いたわけじゃないんで、何とも申し上げられないんですが、今のような話とすると、本来の趣旨の制度改正の趣旨は完全に逸脱した話だということに聞こえます。

○高嶋良充君 総務大臣にも話をしないで勝手に言うなんて、まあ気を悪くされているということ

○政府参考人(勝栄二郎君)

ただ、財政当局としましては

○高嶋良充君

臣、どうですか。

第二部

その交付税の額を、先ほどの言われた、

めて多いところに非常に厚くなり、そうじゃない

三月十八日 〔奉養堂〕

○高嶋良充君 私も、やつぱり財務省の考え方、

先ほど

次に、先ほど財務

○政府参考人（板倉敏和君）所得讓与税

御質問でございます。

○高嶋良充君　これは国庫補助負担

そういった中で、必要な財政需要額は地方交付

○政府参考人（板倉敏和君）

います。

○政府参考人(坂倉政和君) 所導襄子説は也方襄

○高嶋良充君 次に、公立保育所運営費の一般材

負担金あるいはこの都道府県の負担金を差額を見

○政府参考人（龍野次彌君）
 税原多寡に當り主

三、本日、土曜日の午後、自任を行つた。

こうしたことから、市町村における保育サービスの水準は引き続き維持をされるというふうに考えております。

具体的には、実際に現在は箇所数としてはそれほど多くないわけですが、保育室の面積要件など、施設の基準が厚生省の基準には満たないものとか、あるいは入所人員数がその地理的条件によって少ないもの、あるいは保育に欠けない児童も入所させているもの、それから保育料の基準が独自の設定になっているものと、こう

○高嶋良充君 私は、地方分権の視点を持った三位一体改革だと、こういうことを一貫して言い続けていますから、この自治体の裁量性、自己責任に基づいてやっていくというその仕組みそのものには異論はないんですけれども、しかし、そのことによって、子供が保障されるべき最低水準ですね、これは堅持をされなければならぬと、もしそれよりも下回るといことがあつてはならない

なお、今回の総務省課長内簡におきますいわゆる公設の保育施設でございますけれども、こうした施設におきまして、先ほど総務省の方からお話がありましたとおり、公の施設として設置する

以上は、地方議会のチェックを受けて条例に基づき設置されるものでございます。それから、仮にいわゆる公立の認可外保育施設ということになりまして、この児童福祉法第五十九条によりまして、都道府県による報告徴収、あるいは立入調査、改善勧告といったような指導監督を行います。したがって、こうした施設におきましても地方の実情を反映した必要な保育水準が確保されるものと考えております。また児童福祉法の基本原則にのっとり適切な保育が実施されるものと考えています。

○高嶋良充君 総務省、この児童福祉法の原理、今厚生労働省から御答弁ありましたけれども、政府としての考えを聞きましたので、全くそこはいいですね。そのとおりでよろしゅうございませうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) そうですね。

○高嶋良充君 厚生労働省にもう一問、もうあと二問あるんですけども聞きますけれども、市町村行動計画を策定するという、これ今準備が始まっているんですけども、これは次世代育成支援対策推進法に基づいてですけども、その中で公設の保育施設というのはこの計画にきちっと位置付けられるものなのか、地域の住民はこのような公立の保育施設を望んでいるというふうにお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(北井久美子君) 次世代育成支援対策推進法に基づきまして、各自治体におきまして平成十六年度末までに作らなければならないこととなっております行動計画におけるいわゆる公設の保育施設についての位置付けということでございますけれども、御案内のとおり、行動計画におきましては、特に市町村の行動計画におきましては、保育サービスの充実ということが非常に大きな柱の一つとして位置付けられているところでございまして、その保育サービスの充実ということに関するその保育サービスの提供体制ということ

につきましましては、十分利用者の生活実態それから意向を反映して、踏まえて考えるというふうなことが策定方針において明確に示されているところでございます。したがって、この市町村行動計画におきましていわゆる公設の保育施設というものを位置付けるかどうか、あるいは仮に位置付けるとすればどのようなことで位置付けるかどうかににつきましては、やはり各自治体が保育サービスの提供の在り方を検討していただく中で、十分各地域の実情を把握し、そしてニーズ調査を行って、そして地域住民の意見を十分反映されて、そうした検討の中で適切な判断がなされるのが適当であるというふうに考えております。

○高嶋良充君 時間が参りましたので、最後にこの問題でちよつと気になる部分がありますので、お聞きをしておきます。

この、基本的に認可外の保育施設と、こういうことになるわけですけども、これは今まで都道府県が指導監督をする、こういうことになっていくんですが、ただ、事務処理を市町村、事務処理とこの管理執行を市町村に委嘱するというか、市町村にも指導監督をさせることが可能だと、こういう規則になっていきますよね。ということになる、今までは市町村は認可外の保育施設は持っていないから、それでいいんですけども、今度は自分自身が認可外の保育施設、基本的に公立の保育施設、条例で定めですけども、それを持つということになって、その保育内容や運営管理上の問題がもし生じた場合に、市町村がやっていて市町村が指導監督をするというのはちよつと無理があるんじゃないかというふうに思っているんですが、この通知、現状、これからのことから言っていくと問題が出てくると思うんですが、変更されるおつとありませんか。

○政府参考人(北井久美子君) 認可外福祉施設の指導監督について市町村が管理執行をするということにつきましては、地方自治法二百五十二条の十七の二に基づいて制度上は可能でございます。しかしながら、これは具体的には県が条例で定

めて下ろすことになるわけでございますし、それから、今具体的なケースは余りございませんが、仮にこれから公設の認可外保育施設を市町村が作っていくということになれば、その作った主体とそれから指導監督をする主体が同じであることがいいのかわかるかということについては、そのいわゆる認可外保育施設の適切な指導監督を担保するという観点から、その指導監督の在り方についてはやはり監督権限者たる都道府県がその点からは適切に判断をしていただくことになるのであるというふうに考えております。

○高嶋良充君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(景山俊太郎君) 午前の質疑はこの程度といたしまして、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(景山俊太郎君) ただいまから総務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得課税と税法案、地方交付税法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○柏村武昭君 こんちは。自由民主党の柏村武昭でございます。

本日は、いわゆる三位一体改革を行うための地方税法一部改正法案など合わせまして三本について、総務省に対して質問をさせていただきたいと存じます。

私は、元テレビキャスターをやっておりますので、国会議員になりましたから、ずっとこの国会での質問は、できるだけ分かりやすく、専門用語を使わないで、横文字を使わないで、そういうふうなことを意識してやっております。

テレビキャスターをやっているときの第一の考えは、(発言する者あり) ああそうか、電動司会者をやっていたときに、電動映像司会者をやっているときにまず第一に考えたのは、目の前に中学生が座っていると思えど。中学生に分かることはおじいちゃん、おばあちゃんにも分かるんだと、あるいはおばあちゃん、おじいちゃんにも分かるというふうなことを言われまして、今日は中学生が前に座っていると思つて質問させてもらいますので、大臣そのほかの皆さんも、中学生に分かるようなそういう言い方をしてもらえれば大変有り難いと思います。どうぞよろしく願います。

それでは、まず三位一体改革について、大まかなところを質問いたします。

大体、質問が専門過ぎてもう大臣も嫌になつていらつしやるころがあると思いますが、今日はもうごく基本でございまして。三位一体改革という言葉を大変よく耳にするようになりまして、年末の予算編成のころから、地元から上京された町村長さん、市町村長さんや議長さん、あるいは地方議員の皆さんに至るまで、それこそ耳にたこができるぐらい、朝から晩までこの三位一体改革についての要望、陳情を受けました。

この三位一体改革というのは、国から地方への補助金をおよそ四兆円削減して、それを補うために減らした補助金のおよそ八割又は十割に相当する税金といえますか税源を国から地方に移す、そして懐事情の良くない自治体に対して今まで国が面倒を見てきた地方交付税交付金を大幅に減らす、そのように私は承知しておりますが、ここで麻生大臣に伺います。ごく基本的な質問でございますが、三位一体改革とはそもそも何のためにという目的でやるんですか、これを中学生にも分かるようにお願いしたいと思ひます、よろしく。

○国務大臣(麻生太郎君) 小学校の知能程度しかありませんので中学まで達するかどうかは別にして、努力して説明はさせていただきますと存じます。そもそも三位一体という言葉はキリスト教で使

われておりました言葉で、いつの間にか法律用語になりましたのは昨年からだと存じます。父と子と聖霊との御名による話がいつの間にかこの話になったのは、その経緯をよく知りませんが、三つ一緒という意味で、多分、三者一体が何となく三位一体という言葉になったということが経緯なんだと理解をいたしております。

これは手段でありまして、目的ではございません。目的は、明らかに時代の変化とともに地方が主権を持つて、地域主権、地方が主体となると、そういう意味で地域主権を達成するために手段としてこの三位一体という方法が使われていると思っております。

元気になるためには、やっぱり地方が自由に、その自由になるためには使えるある程度のお金があるということが本来の目的だと思っております。で、私もといたしましては、今言われましたように、地方にいろいろな形で、国からいろいろな意味で規制の掛かった補助金が渡るのではなくて、地方が自分で地域の実情をよく知った上で、それに合わせる形で行政サービスができるようにするために掛かります経費は地方が自分で決められる、自分で徴収もできるということが本来あるべき姿だと思っております。中央から一方的に、これをやる、そのためにという枠にはめられて補助金が渡されるのとはおのずと違うのであって、そういうことによって地方の自由度と地方が自分で決められる裁量権が渡されるというのが本来の目的だと思っております。

○柏村武昭君 さつき、三位一体改革という言葉を本場に耳にしたことができるぐらい聞いたと申しましたが、これはあくまで永田町や地方の自治体の関係者に限った話だと思えます。政治や行政に携わる人々を除きますと、実はこの三位一体改革について知っている、分かっている人たちは意外と少ないんじゃないか、いや、ほとんどいないんじゃないかと思えます。小泉総理がテレビの前で、テレビで呪文のように郵政民営化ですとか三位一体改革とかおっしゃっていますが、国民の

皆さんは恐らくこれは大事な事なんだろうと思っていられませんか。人々の暮らしにとってどれくらい重要なものか、これはほとんど知られていないと私は思っております。

そこで、三位一体改革の意義といいますが、それが今の日本にとっていかに大事なことであるのかについては、国が国民の皆さんに対して十分知ってもらわなければならない、ホームページとか自治体を通してどんどんとアピールしていかないと、いけないんじゃないかと、これは私の方からも願います。

地元の自治体からは、三位一体の考え方に對する意見といいますが要望が数多く寄せられております。これらについては、地方財政の健全化という目的、そしてひも付き補助金の削減や税源の移譲といったところについてはよく理解されておりますが、その方法といえますかやり方についてはどうも不満がくすぶっているようでありまして、特に大きな改革を一度にやろうとしているために、どうしてもあちこちに無理が出てくる。地方譲与税などもそうした無理から生じた傷口をふさぐための言ってみればバンドエイドのようなものだとやめる向きもあるようでございます。

私のふるさと広島県のちよと例を取りまして、広島県の平成十六年度予算の編成に当たっては、元々四百七十一億円の財源不足であったわけですが、三位一体改革の影響などによって更に百六十億円の不足が生じてまいりまして、合わせて何と六百三十一億円の財源不足となったわけでありまして。

そこで、大幅な経費削減などの自助努力や借換債などの財政テクニクをフルに活用して、どうにか三百億円を捻出したしました。それでもまだ三百三十一億円が不足しております。そのため、大事なへそくりである財源調整基金の取崩しや新たな借金とも言うべき財政健全化債まで発行して何とか埋め合わせをしたというのが現状です。しかし、このままでは十七年度の予算編成は絶望的

だそうで、これは広島県だけでなくこの自治体もそうじゃないかと僕は思います。とにかく、国が進めようとしております大改革に對して地方から大きな悲鳴が上がっている。それこそ知事一揆が今にも起こりそうな気配があるんです。これは国としても、やはり地方の声にばいけないうる傾けて何らかの手だてを講じなければいけないと思うんですが、理想を言えば、全国の知事さん方と国が本当に一致協力してこの三位一体をやるべきだと私は思っておりますが、これはもう本当に自治体に対する丁寧な配慮を怠らぬよう総務省に強く要望いたしておきます。

さて、地方財政ですとか地方税制というものはなかなか素人には分かりにくいものでございまして、その点、地方議会の御経験のある先生方、あちらの方にもいらつしやいます。大変うらやましい限りですが、ここで、切り口を変えて地方分権という観点から考えてみますと、大分分りやすくはなってくるのではないかと思います。ここ数年のことですが、全国各地で、皆さん御承知のように市町村の合併が進んでまいりました。私の地元でも、元々八十六あった自治体が最終的にはおよそ三分の一にまで減る予定になっておりまして、合併にはメリット、デメリット、これは英語でございしますが、いいところ悪いところがあります。その両方があると思えますが、昔から親しんだ町や村の名前が消えてしまうということはちょっと寂しいような気がいたします。

最近では北海道の特区の話になりまして、道州制の導入についても本格的な検討が始まっているようです。私も道州制推進議員の一員として、何とか拙速ではなくて進めてもらいたいと思っております。私も、三年前の選挙戦では道州制の導入を三大公約の一つに選んで、県民の皆さんに熱心に訴えたぐらいであります。国から地方へどんどんと権限を移していくことが、それぞれの地方の皆さんだけでなく、国全体にとっても大きなプラスになるものと私は信じておりますが、そこで副大臣にお伺いします。

市町村の合併とか道州制の導入といった地方分権の具体化に向けた動きは今の程度まで進んでいつているんでしょうか。どうぞお聞かせください。

○副大臣(山口俊一君) 実は私も県会議員としておりまして、地方議会出身でありますけれども、まあしかし、地方税というものは複雑多岐にわたっておりまして苦労しておりますが。

今お尋ねの市町村合併あるいは道州制というふうなお話でございますが、これにつきましては、午前中もお話が出ておりましたけれども、平成十五年度になりましてから二十九件の合併が実現をいたしまして、現在の市町村の数は三千百三十五というふうになっております。また、実は昨日の時点で全国の六割を超える千九百二十市町村が五百十八の法定協議会に参加をしております。具体的なお取組が急速に進展をしております。これもお話午前中に申しましたが、これがすべてうまくいきますと、おおよそ千七百五十前後の市町村になるというふうなことでございます。

また、道州制のお話でございますが、これは、こういうふうにして市町村合併が進んでいく中で、ある意味でいわゆる地方分権がうまく進んでおるんだらうというふうな思っておるんですが、そういう中では、当然都道府県の在り方についても議論をしないといけない、道州制を考えていかなければいけないというふうなことであろうと思っております。これにつきましては、三月の一日に発足をいたしました第二十八次地方制度調査会、これにおける主要なテーマの一つというふうになっております。これは、諮問をさせていただいたときにもはつきり道州制についてというふうなことでもうたわせたいたしております。それに先立つ第二十七次地方制度調査会における基本的な論点の整理を踏まえて精力的に議論が進められていくであろうと期待をいたしております。ごさいます。

しかし、道州制につきましては、まだまだどういう形なんだらうというふうなイメージが国民の

皆様方の間にもはつきりしておらないんじゃないかというふうなことで、しっかりと国民的議論を経、コンセンサスを得ながら進めていくことが肝要であらうと思っております。

○柏村武昭君 この市町村の合併についてなんです、どうも国政報告なんかでみんなの意見を聞きますと、我々が望んだものではないと、お上から命令されたものであるという言い方をする人は結構多いですね。ということは、やっぱりある意味では、国民的な議論で沸き起こったものではないということも言えるんじゃないかと。私は、道州制これから進んでいく上に、やっぱりこれを心配しているんですね。国民的な議論が起きて、これはやっぱり道州制はいんだと、絶対日本のために必要なんだという、そういう機運を起さなきゃやっぱり国民は付いてこないと思はします。

そういう意味では、テレビを含めた、マスコミも巻き込んだ上で、道州制というのはどんなにすばらしいものなのか、あるいは跳び越えなきゃいけないハードルは幾つあるのか、あるいはやらなきゃいけないことは、憲法を含めて基本法も作らなきゃいけないだろうし、こういうことをやらなきゃいけないんです、道州制になったらこういうことがありますよということをはつきりやっぱりアピールする必要があるんじゃないかと。これはこれからの総務省の課題ではないかと私は思っております。

三位一体改革の各論について今度は伺います。まず、補助金の削減については、今回の改革で国庫補助負担金を合わせまして四兆円削減します。そのために新たに税源移譲をする必要が出てくるわけですが、三位一体改革に限らず、改革というものはその総論についてはおおむね賛成が得られるものですが、各論になりまして利害関係者の反対がよく出てくるものです。そういう意味で、三位一体改革のような大改革には各論反対の声を説得するための大義名分が必要になるわけですね。

そこで、今回の国庫補助負担金の改革全般について、その意義と必要性、その改革によって果たして地方財政が着実に良い方向に向かうのかどうか。副大臣、どうぞ。

○副大臣(山口俊一君) 先ほど大臣の方からも三位一体の改革につきましてはお話がございます。もう言うまでもなく、国による地方への関与、これを減らしまして、正に地方の自由度を高めていく、結果として地方に信頼をいただき、信頼をされ、地方が元気になるような改革でなくてはならないというふうに考えておるところでございます。

今のお話の補助金の改革等につきましても、基本的にはもう地方にできることは地方にというふうな原則の下に、地方分権社会の基盤がしっかりと確立できるように、正に政府一丸となって着実に取り組んでいかなくてはならない課題であらうと思っております。そうした改革によって、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択をしていく幅が広がっていくだろうというふうに思っております。

地方財政が、これ良い方向に向かっていくのかというふうなお話ですが、そうしなくてはならないと思っております。

○柏村武昭君 次は、具体的な改正点について伺います。

自動車税、この自動車税のグリーン化として、電気自動車を始め、排出ガス性能の優れた車への課税を軽減する一方、古くなったディーゼル車などには重く課税して、また低燃費車には特別で自動車取得税を軽減するそうですが、こうした環境に配慮した取組は大いに進めていたのだかと思っております。こうした税制を通じて環境政策を拡充することは国民各層から恐らく共感と広く賛同が得られるものではないかと思えます。

そこで、自動車税のグリーン化に関連して自治税務局長に伺いますが、環境税制の役割とこれまでの成果についてどう評価されていますか。環境

政策を国家的観点から総合的、統合的に展開していくためにも、環境省などの関係各省庁との間で緊密に連携を図って、地方税制において積極的な対応をすべきと考えますが、その点はいかがでしょう。副大臣、どうぞ。

○政府参考人(板倉敏和君) 自動車税のグリーン化についての御質問でございます。

私もグリーン化と申しておりますのは自動車税の関係のグリーン化でございますが、これは、平成十三年度の税制改正におきまして、環境負荷の小さい、すなわち排出ガスが小さい自動車と普及をさせるための軽減措置と、環境負荷の大きい、排出ガスが大きい自動車に対する重課措置を併せて行うことによりまして、税収中立ということを前提といたしまして創設をされたものでございます。

自動車税のグリーン化による軽減措置によりまして、ユーザーの購買意欲が高まるとともに、メーカーの開発が促進をされたということがございまして、環境負荷の小さい低排出ガス認定車の普及が急速に進んだところでございます。環境に対する配慮を税制に組み込んだ環境税制の一つとして大きな成果を上げたのではないかとこのように思っております。

平成十六年度の税制改正におきまして、実績などを踏まえまして、より環境負荷の小さい自動車の普及に向けた牽引効果を発揮させるために軽減対象を重点化をするということにいたしました。引き続き環境税制としてその成果を期待をしております。

○柏村武昭君 まあ、環境政策を推し進めていく上で税制面から総務省がリーダーとなり得るんじゃないかと私は思っておりますので、大いに期待しております。

引き続き改正点について伺いますが、今度はちょっと毛色が変わりまして、狩猟に関する二つの税を統合して新たに狩猟税を設けるということなんです、ハンティングとか私全く縁のないんですが、私たちにとっては何のことだか本当分

らないんですが、今回の狩猟税創設の背景とかその目的は、具体的にどういうことなんでしょうか。

せっかくでありますので、モントリオール・オリンピックに日本代表として出場されました希代のクレイ射撃の名手でもあります麻生大臣に是非、簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) クレイ射撃の方は狩猟の対象ではありませんので、基本的には銃砲登録というところになるんですが、今回、狩猟税というのは、従来ありました狩猟者としての登録税と実際に猟をされる方の入猟税というのを、二つありましたものを一緒にする、簡単に言えば一緒にすることになります。

大学出た年でしたか、昭和三十八年にこれ多分税として従来ありました狩猟税というのをやめまして二つに分けられた経緯だったという具合に記憶をいたしますが、その年に入猟税の方は、まあ何というのかしら、狩猟をやる方の減少、そして鳥獣保護区域の拡大、またかなり狩猟される方々の高齢化も進んだと思っておりますので、そういったことからいわゆる入猟税をやる方の対象者がざあっと減っているという感じがこの数年非常に顕著なところでもありますので、そういった意味ではこれは鳥獣を保護する話と、今御存じのように、せっかく植えた苗木なんかをどんだんシカがたくさん出てきて全部食って植林が全然前に進まない。いろんな意味で、これは保護する部分と捕獲する部分とが両方なかなか行政としては難しい話になっております。

そういった意味では、ともに両方ともこれは狩猟する人にとっての税ということでもありますが、手続も同じような話でもありますので両税を一緒にして効率を良くしようという形で、新たな目的税みたいな形で狩猟税という形にさせていたのだ、新しく二つ一緒にして創設するという形になったというのが背景と御了解いただければと存じます。

○柏村武昭君 よく分かりました。さすがにオリ

ンピックの選手でございました。ありがとうございました。やっぱり狭い日本ですから、安全の面にもきちんと配慮をして、しかも免許を取るときにやっぱり危ない人に余りそういうことを与えないような配慮も必要ではないかと思ひます。

視点を變えて、地方財政の個別問題についても触れてみたいと思ひます。

自治体財政の悪化に関連して注目すべきなのは、第三セクターの経営問題であります。いわゆる三セクは、民間のノウハウを活用するという触れ込みで一九八〇年代後半より数多く設立されたんですが、バブル崩壊後はバックに自治体があるのに倒産する例が急増しております。それは、自治体そのものが莫大な借金を抱えまして、これから血の出るような三位一体改革でどうにか健康になろうとしているのに、三セクに隠れ借金があるようではいつになってもこの病氣は治りません。

今後、改善が見込めない三セクは法的整理もどんどん進めるべきと考えますが、総務省では三セクの経営状況をどの程度把握していますか。また、その対策をどのように考えていらつしやるんですようか、自治財政局長にお伺ひします。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 三セクの経営状況についてのお尋ねでございます。

総務省といたしましては、地方公共団体の出資割合が二五%以上の商法法人、民法法人、また出資割合が二五%未満でありますけれども貸付金とあるいは損失補償といった財政支援をしているような商法・民法法人、更には住宅供給公社、それから道路公社、土地開発公社という地方三公社と言われる公社、この三種類の三セク等につきまして経営状況の調査をいたしております。

これらの第三セクターの経営状況につきまして、バブルの崩壊によりまして経済環境の変化もありまして非常に厳しい状況になっておることは今御指摘のとおりでございます。昨年度調査対象となりました八千七百五十四法人のうち三五・九%に当たります三千四百四十二の法人が赤字という状況になっております。また、経営難のために

廃止に至った法人が三十七法人と、前年に比べまして二十法人も増えたと、こういう状況でございます。

こういった中で、我々いたしましては、第三セクターの運営の改善を図るために、一つには、外部の専門家によりまして監査を活用するなど、監査体制の強化を図ること。それから二つ目には、政策評価の視点も踏まえまして、点検評価の充実強化を図ること。三つ目には、情報公開様式のサンプルをお示ししているんですけれども、そういったものを参考に、積極的かつ分かりやすい情報公開を努める。それから四つ目には、民営化も含めまして、既存団体の見直しを一層積極的に進めることといった点につきまして従来から留意を求めてきたのでございますけれども、昨年の十二月に更に改めて地方団体に通知を出しているところでございます。

我々総務省といたしましては、全国の都道府県総務部長会議を始めといたしまして、今申し上げました趣旨の徹底を図ってきたところでございまして、今後ともあらゆる機会を通じてこの趣旨の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○柏村武昭君 全国各地で、三セクもそうです、公営ギャンブルも経営難に直面しております。先週末、小泉総理が私の地元広島県の宮島に立ち寄られまして、私も厳島神社に久しぶりに行ってきたんですが、その向かい側にありまして昔は大変にぎわっていた宮島競艇が、一九九一年当時の半分以上の売上げにまで落ち込んでしまひまして、大変困っております。この収入減は宮島町の財政をもろに直撃しまして、町は県から財政運営見直しの勧告を受ける事態にまで陥りました。

本来、自治体に多額の収益をもたらすはずの公営ギャンブルが、近年は逆に全国の自治体財政の圧迫、これをやっております。赤字を税金で補てんしながらギャンブルを行うという笑えない事態も生じているようですが、これでは三位一体改革

どころではありません。

そこで、総務省に伺うんですが、公営ギャンブルの経営状況をどの程度把握しているんでしょうか。また、経営悪化に対する方針はいかがでしょうか。簡潔にお答えください。自治財政局長、どうぞ。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 公営ギャンブルについてのお尋ねでございます。

今、御指摘ございましたとおり、地方公営競技、非常に厳しい状況にございます。地方公営競技全体として売上高がピークが平成三年度でございましたけれども、平成十四年度にはその半分ぐらいに売上げが減少しております。収益は平成三年度三千億四億四千円でしたが、平成十四年度には四百二十四億円の全体としての赤字というふうなことで、施行団体も相当減ってきておるという状況にございます。

このため、各施行者におきましてはいろいろな努力をされておられて、新しい投票方法の導入でありますとか、場外発券の実施とか、いろいろされておるわけでございます。

我々いたしましては、経営状況についていろいろお聞きして、改善方について努力をお願いしているわけでございますけれども、十四年度からは特別な経営改善計画を策定して、合理化を行う場合には特に地方債につきまして特別に配慮するなど応援をしていこうということにしております。今後ともこうした措置も活用しながら、経営健全の確保が図られますように支援してまいりたいというふうに考えております。

○柏村武昭君 ここまで三位一体改革について総論、そして各論と伺ってきたんですが、ここまでの根本的なテーマに戻ります。質問いたします。

三位一体改革は地方税財政の改革の第一歩であります。それが大変に大きな第一歩であります。これからの改革はとどまることなく進めていかなくては行けないと思ひます。

そこで、大臣に伺ひます。三位一体改革の前進に向けた決意についてしっかりと聞かせ願ひたい

と思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 三位一体の改革の本来は、先ほど高嶋議員からも御質問があつておりましたように、三位一体改革の本来は、これは地域主権、地方分権というのが主たる目的と存じます。

それに関係いたしまして、いろいろな意味での経費の削減、スリム化、いろいろな表現がありますけれども、地域の財政も同じく累積赤字二百四兆円を抱えるまでになっておる、非常に赤字がたまつておりますので、そういった意味では財政を再建せねばならぬというの、これも地域主権が増すための一手段ということになろうと思ひますけれども。

いずれにいたしまして、地域が自由度を増し、元氣が出てくる、そういった意味では、ある程度の自主裁量権、自分でやれる部分というのは大ききがある程度必要であらうと思ひます。で、そういった意味では、これはかれこれ明治の方、廃藩置県、明治四年以来ですから、百三十年ぐらゐの間やってきた話を根本的から地域主権にするということですから、その意味では、非常に大きな変更、意識の変更も要りますし、何かな形で国がやってくれるんじゃないよ、自分でやるんですという意識がどうしても必要だと思ひます。で、そういった意味では、非常に大きな地域の意識改革、地域の主権が増すということは地域同士で競争することですと。

いろいろな意味で、これまでの意識改革もお願いをせねばならぬ、またそれじゃなきゃやっていけないということにもなろうと思ひます。で、私どもも、地域が独立できますように、私どもも最大限の努力をいたしますし、また地域の方もそれにこたえて、おれのところは特色ある町づくりをやるんだということで大いに頑張つていただく、私どもはその一助となるべく最大限努力をいたしたいと存じます。

○柏村武昭君 やはり地域の皆さんの考え方を、やっぱりそういうふうにより意識的にどんどんとブラ

ス思考に持つていかなくては絶対に成功しないと思わなければならない、ひとつは総務省の努力を期待したいと思ひます。

ここまで三位一体改革関連法案について質問をいたしました。元々不案内なテーマということもあつて正直私にとってはなかなかつらいものがありますが、私の専門分野について最後にお伺いしようと思ひます。

それは情報の地方分権でございます。

これはおとつきの決算委員会でも片山前総務大臣とやり取りをさせていただいたテーマなんです。簡単に申しますと、デジタル化の進展で地方テレビ局の経営基盤が大変弱体化して、その存立が脅かされております。そうすると、地域独自の情報のやり取り、発信ができなくなつてしまふ危険があります。これでは一体何のためのデジタル化であるのかということになりかねません。アメリカの大統領の顔やあるいは国際政治についてはよく知つてゐるが、地元暮らしに関しては全く情報が入つてこない、分かんないという環境になつてしまふかもしれません。

そこで、今日は麻生大臣に質問させていただきます。最初の貴重な機会でございますので、是非この問題、つまり地上波放送のデジタル化などの放送や通信の世界での技術革新が情報の一極集中化を招きかねない状況を前に、情報の地方分権という視点に立つて、もう一度地上放送の在り方について大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、柏村先生よく御存じのように、放送普及基本計画、昭和六十三年十月一日、郵政省告示によりますものがございまして、我が国の放送制度におきまして、地上放送は、地域社会を基盤とするともに、その放送を通じて地域住民の要望にこたへることにより、放送に関する当該地域社会の要望を充足するといふのが本来のこの基本計画の基の基であります。したがって、デジタルに、アナログからデジタルに放送が変化をいたしましたも、地上放送というものの、本来の性格というものはアナログ

時代に比べて全く変わるものではございません。まず、これだけは非常にはつきりしておつておると思ひます。

さらに、デジタル化したしますと、御存じのように、双方向等々いろいろな従来のものととは変わったものがあつたし、こういったものが更にデジタルのハイビジョンなんというふうになることになりまして、何となく、近所からおじいちゃんのところへ光ファイバーで送られたおじいちゃん顔見りや、おじいちゃん顔色悪いとばつと分かるぐらいのものになります。そういった意味では、私もどしては、こういったものはいわゆる高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法という、いわゆる通称高度法と呼んでおるんですけれども、こういったものもきちんと整備をさせていただいて、今言われた新しい技術の進展に伴ひまして、それがその地域に住んでおられる方々ととりましても、いわゆる情報網としてうまく活用をされないと、単なるテレビの技術の進歩によつただけの話だと思ひます。そういった意味では、ローカル局は、これに係ります新しいアナ・アナ変換とかいろいろな表現がありますけれども、こういったものにかんがりの額の設備投資を要求されて、それに対応できるとかできないとか、いろいろ問題を抱えておられます。事実でもありまして、そういったことにしましては、私もいろいろんな形で応援をさせていただいて、結果的に、アナログからデジタルに変わった結果、前より更にそういった地域の情報を的確にこたへられるようにというふうな方法を私どもとして積極的に応援をしていきたいと思ひます。またその地域において、最近でも「山江村民てれび」なんというふうなものが出てきて、人口三千人ぐらいのところでテレビ放送を開始したりなんかしておられるところもあつたりして、少しずつではありますが、いろいろな意味でのコンテンツが少しずつ普及しつつあるかなと思ひます。基本的には積極的に普及に努めてまいりたい

いと存じます。

○柏村武昭君 ありがとうございます。とにかく地方の情報というのは大変大事だと思ひますので、よろしく御配慮のほどお願いいたします。

デジタル化の完了まで、つまり二〇一一年まで、これ停波するんですね、二〇一一年に、アナログが全く駄目になつちゃうんですが、大体一億台のテレビ受像機がデジタル対応機種に転換される必要があるわけですが、どんなにテレビの映りがきれいになつて技術的に便利になつたとしても、多くの人はわざわざ高いお金を出してまで新しいテレビを買おうとは思わないのではないかと、全般的に指摘があります。これはカラーに比べたの購買意欲は刺激されないわけでありまして、デジタル化をもっと急ピッチで進めていくためには、デジタル対応テレビを購入したら補助金を付けるとか、あるいは税制面で特別の配慮をするとか、テレビを買いやすくなる手はずをしたら、用意をしたらどうでしょうか。お上の政策によつて今までのテレビ受像機が使えなくなるんですから、その政策が国民に納得され共感を得るためには、やはりそれなりの手当てをした方がいいんじゃないかなと思ひます。もちろん既にテレビ受像機を購入した方との方との公平性の問題などもあると思ひますが、まあ直ちにこの支援策は難しいかもしませんが、二〇一一年に向けての一つの課題として本日は指摘しておきたいと思ひます。

そういうふうなことでございまして、最後に総務大臣にお伺いします。

地上波デジタル化対応テレビの普及促進のために考えておられる当面の取組について、見解をお聞かせください。

○国務大臣(麻生太郎君) 価格が安くならぬと増えていかぬというのはいさう事実だと思ひますが、かなり進むと思ひます。御記憶かと思ひますが、電卓が出てまいりましたときに、あれ一台

十万円だったんです、十万円。今あんなものに十万円出すやつは一人もおらんと思ひますが、私は十万円を切つたら買おうと思つて、買つて、今は御存じのように、いわゆるおまけでくれるぐらいのレベルのものになりました。多分、電話も多分それぐらいになるのかと思ひます。勢いですが、いづれにいたしましても、このテレビというのは、いろいろな形で事を進めていかないと、思ひます。けれども、ちなみに今どれくらいになつておるか申しますと、二月現在、二月現在です、現在で、約六十万台普及をいたしております。このデジタルテレビというものが、液晶テレビで、価格はどうだと言われれば、液晶の三十七型というのを例に引きますと、いわゆる地上波デジタルに対応できるやつは、昨年ですと七十六万円、今が六十五万九千円、約十万円この半年ぐらいの間に下がつた形になつております。私どもとしては、これはこの業界のことです。生産が拡大し技術が進歩すると価格がどんと下がっていくことになりまして、私もどしては、これは価格低減化が基本的には進む方向にありまして、これは見守つておくところがまず当面のところなんですから。

問題は、それを使つて単にテレビがきれいになつただけでみんなが買うかといへば、やっぱりその中に流れるコンテンツがやっぱり大事、また、双方向でいろいろ話ができるとか、従来のいろいろなものが大事なんです、そこを止めております規制やら何やらの方にしましては、私もどしては基本的にその規制を外して、デジタルというのがより早く安く普及できるような方向で私もどしては、金を出して買わせるというのではなくて、規制とか、いろいろな意味でその他のところであるというものがまず最初かなという感じが今現在ではいたしております。

○柏村武昭君 いずれにいたしましても、デジタルがなぜ必要なのか、もう少し国民に分かりやすくアピールすることが必要ではないかということ

も含めまして、今日は本当に分かりやすい御答弁をちょうだいいたしましたありがとうございます。

最後のコンテンツが分かりにくかったのでありますが、三位一体改革、そして地上波テレビのデジタル化、ともに国民生活にとっては大変大きな影響を与える重要なテーマでございますので、私もしっかりと応援させてもらいたいと思います。どうぞ頑張ってお取組の方、してください。

○日笠勝之君 公明党の日笠勝之でございます。

先日の大臣所信に対する質疑をさせていただきましたが、短い時間でもございましたので何点か積み残しがございますので、まずそれから質問させていただきます。

まず、いわゆる迷惑メールの問題でございます。

携帯電話等からのインターネット接続の普及に伴いまして、電子メールによる一方的な商業広告の送り付け、俗に言う迷惑メールが社会問題化いたしました。平成十四年の七月には、特定商取引に関する法律、そしてまた、これは議員立法でございますが、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律が、それぞれ、それぞれ平成十四年七月一日に施行されたところでございます。

この迷惑メール規制、いわゆる規制法につきましては、不肖私も、私のホームページに私のある案を、試案をずっと掲載をして、多くの方々から御意見をいただき、そしてまた自由民主党の、今日、どこへ行った、世耕先生なんかこの問題について自民党で協議をされておったということで、これは一緒にいたしまして多くの皆様方の御賛同をいただいて成立したと、こういう若干の自負を持っておりますので、ちょうど施行されて一年十か月、折り返し点でございます。三年以内の検討をという附則二条にもございますので、現状、この迷惑メールと称するものの苦情相談等の実態は今どうなっておるかということからお答え

いただきたいと思っております。

○政府参考人(有富寛一郎君) 今御質問の迷惑メールでございますけれども、平成十三年夏ごろに社会問題となりまして、今先生お話しのとおり、先生方の御尽力をいただきました特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の成立、施行、それと、それまで電話番号でありましたメールアドレスの初期設定を任意の英数字の組合せとすると、パソコンから発信されるメールの受信を拒否するといったような機能を導入すること等を行いました。携帯電話事業者による対策によりまして、相当減少してきたところであります。ちなみに、平成十三年六月には十四万件を超えておりましたけれども、その法律の施行後の平成十四年の七月には、およそ一万五千件程度まで減少してきております。

しかしながら、また最近、昨年の春ごろから増加傾向にあるということでございまして、これは先ほどのパソコンからの発信とメールは受信機能の拒否というようなこと等で防止できたわけでありますが、今度はパソコンではなくて携帯電話からのメールというものが相当増えてきております。これは携帯電話であらうがパソコンであらうが特定電子メール法の対象ということになりますので、こういった法律の制度を受けまして、各携帯電話事業者が昨年の夏以降には特定電子メール法違反の送信者に対する利用の停止、あるいは送信通数制限と、こういった対策に取り組んでおります。その結果、国民から寄せられております迷惑メールの申告件数は最近再び減少傾向にあるというふうな状況でございます。

○日笠勝之君 具体的に、例えば今までの立入検査件数であるとか罰則適用は何件だとか、こういうのは分かりますか。

○政府参考人(有富寛一郎君) まず、請求の関係でございますが、利用の——特定電子メール法の施行に伴いまして、法律違反者に対する措置命令の実施は二件ございまして、平成十四年の十二月と平成十五年の十一月でございます。それから、特定電子メール送信者に対する報告徴収も併せて

行っておりますのでございます。

○日笠勝之君 ここに来まして、アメリカではヤフーとかマイクロソフト、いわゆる大手のネットサービス四社が、今年一月に施行されたアメリカの迷惑メール禁止法と称するものに対して違反している電子メールの送信業者を提訴しています。アメリカは速いですね。今年できたとしても、即ち、いろんな、多大な影響を与えるということと提訴をする、こういう動きがある中で、日本もまだまだこの迷惑メール、私の携帯電話にも一日一通か二通掛かってくる。あえて停止をしようかと思うんですが、どんなの掛かってくるかというところでこれも勉強だろうと思つて、ほつとおるわけですが。

こういう迷惑メールが多くの方々、特にアダルト系なんかのこういうような問題が社会的に大きな問題を起しておるわけでございますが、今後、この迷惑メールについて、じつと待つのではなくて、積極的に何かやろうかというふうなことはお考えでしょうか。

○政府参考人(有富寛一郎君) アメリカでは、今先生お話しのとおりでございます。この本年の一月から迷惑メール法の規制法が施行されておりました。これは初めてのこの適用を求めたケースでございますが、四社、つまりヤフーとかマイクロソフトなどの大手プロバイダー四社が、送信アドレスを偽造して、言わば身元を隠して偽って送ったとか、あるいは送信者の現住所のちゃんと表示をしなかったとかということで、迷惑メールの送信業者を相手に損害賠償あるいは業務の即時停止といったことの業務を求めたわけでございます。

私も、先ほど申しましたように、平成十四年七月の特定電子メール法の施行を受けまして命令というふうなことを行いまして、一応自主的な対策で違反の業者も積極的に応じているわけですが、正にまだそういう迷惑メールが依然として社会的な問題であるということは十分認識をしております。

したがって、先ほど先生から御指摘のありました特定電子メール法の附則というもののの中に、施行後三年以内に施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるというふうに明記されております。

私も、先ほど申しました、私が国における迷惑メールの状況、それから、先ほど申しましたけれども、民間の取組の成果、それと欧米の先進国における、昨年末以来いろいろと法制度が整備されておりますので、その規制法の有効性等、こういったものを十分注視しながら、一層の検討を深めてまいりたいというふうに思っております。

○日笠勝之君 どうか毅然とした対応をお願いを申し上げておきたいと思っております。

それから、積み残しの件でもう一点、公務員の退職金の問題でございます。

公務員の退職金支給については、これも新聞報道でございますが、読売新聞が二〇〇二年の退職した方々の特別昇給の適用状況というのを一月九日付けの一面トップで報道しております。この詳しいことは、既に新聞はお読みだと思いますが、昨年度、職員の九割にこの特別昇給制度を適用しておると、こういうことでございまして、俗にお手盛り特別昇給と、こういうことで、その上乗せされた退職金だけで四十億円、国家公務員だけで、四十億円、そういうふうなことの報道がありました。これは既に人事院等々、また総務省の方でも対応はしていただいておりますが、ここに来まして、例えば東京都も、東京都の場合は特別昇給とは言わずに名義昇給と、こう言っている

そうでございまして、同じような制度でございまして、退職月に一段階なり二段階号俸上げちゃうというふうなことで、東京都、もしこれを是正すれば年間二十億円の退職金の削減になると。東京都だけでございまして、小さな豊島区なんかですと約四千億円とか、四千万円とかですね、ちよつとけた間違えました。四千万円とか、こういうふうなことが既にいろんな新聞等々報道されておるわけで

ございます。

でございます。

いわゆる国民の目線で見えた公務員の退職金というものが、退職する月に、そういう制度はありますが、厳格に本当にやっているんじゃないかと、俗にお手盛りでやっている、そういうふうな非難もあるわけでございますが、そこで、厳格に適用するということも当然でございますが、今後、この特別昇給なるもの、退職金にすべてリンクするわけでございます。これらについてどのように今しようと思われませんか。お聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(山野岳義君) 退職時の特別昇給につきましては、勤務成績の特に良好な職員が二十年以上勤続して退職する場合に実施することができるとされておられます。お聞かせ願いたい。

この退職時の特別昇給につきましては、勤務成績の特に良好との要件にもかかわらず、御指摘のようにほとんどの職員に実施されているなど、制度の趣旨に反した運用がなされているとの指摘があるところでございます。

現在、人事院では、各府省におきます平成十五年度の退職時の特別昇給の実施状況について調査しているところでありまして、その結果も見まして、退職時の特別昇給の在り方につきまして、廃止を含め見直しを検討することとしているところでございます。

○日笠勝之君 平成十五年度の各府省における実施状況を踏まえて今後対応すると。

読売新聞は平成十四年度のもちやんと調査を、どういうふうにしたか知りませんが、一覽表が出ておるわけですね、二〇〇二年度の特別昇給の適用状況というのを。

ですから、人事院とすれば、平成十五年度といったらまだもう一週間はああるわけでございますから、じゃなくて、平成十四年度も併せてこれの実施状況を掌握すれば、もっと早く情報的確につかめたんじゃないかなと。新聞の方が先に先行しちゃって世論喚起をしているというんじゃないかな、やはり人事院がこういうものは責任持つて

やるべきではなかったのかなと、こう思います。

いずれにいたしましても、平成十五年度の各府省の実施状況が出てくるようでございますから、私たちがきちっとこの点についてはウオッチングして提言等々をしていきたいと思っておるわけでございますが、総務省も、この新聞報道によりまして、二〇〇二年度特別昇給の候補者が百八十二で、特別昇給した人が百八十名、適用率が九八・九%、加算額が四千五百万というふうなことでございまして、やはり地方公務員の方の退職金は国家公務員に準ずると、こういうふうになつてい

ると思いますが、まず、国が襟を正してきちつとした、国民からの批判のないような特別昇給であり、また退職金の加算である、こういうふうな方向へ持っていくかといかぬと思うんですが、これ、大臣、いかがですかね。

○国務大臣(麻生太郎君) 上が行えば下これに倣うということになるかと存じますので、今言われましたように、基本的には国がきちんとするところは当然だと存じますけれども。

【委員長退席、理事山崎力君着席】
いわゆる私も預かります地方公務員といふところの部分を考えますと、基本的にはこれは国に準じるということになっておりますので、そういった意味では、国がやっているからおれたちもやっておるんだと言われたんじゃないかどうにもなりませんので、そういった意味ではきちんとしております。やらねばいかぬと思っております。

事実、一部の団体では既にきちんとは対応が始まっておりますので、私どもとしては、国に準じた取扱いをするようにということで、今後とも指導をしていかなければならぬと思っております。

○日笠勝之君 人事院と有富局長、結構ですよ。続きまして、税制三法ですね、地方税法三法の調査会長で与党の税制協議会のメンバーでもありまして、ここで非常によくできた税制だと言つて自画自賛になります、これは問題だと言つて何でそういうところをさし切つとした大綱を作らな

かったのかと言われましますので、ちよつと中身はさ

ておきまして、周辺のことを若干質問をさせていだきたいと思ふんですが。

最近、この地方税の納付場所について長野県の知事さんのこととでいろいろと連日のごとく新聞報道があります。

確かに、問題を喚起されたんでしようね。一体全体、この田中知事は長野県の泰阜村といふところと長野市といふところ、二人がうちが納税地だといふことで引つ張り合いをしておると、こういうふうなことでございまして、選挙人名簿も何か二重登録だといふことで裁判になるというやうなことで、知事さん自身がそれを裁決するんだ、決めるんだといふやうなことも言われていまして、自分で問題提起して自分で決めるなんというやうなことも、何となく分かつたやうな分からぬやうなことになってくるわけでございます。

そこで、中身についてはもう大臣も税務当局も御存じだと思いますが、一体全体、住民基本台帳は長野県の泰阜村にあると。しかし、知事としてマニシオンを借りられて県庁へ出勤といふまじやうか、出られていろいろ執務をされておると。いわゆる住居の実態がどうも違ふんじゃないかなと。そうすると、一体全体どこで納税すればいいのかなと。こういうふうなことが疑問がわくわけでございますが、大臣、どうなんでしょうね、これ。

【理事山崎力君退席、委員長着席】
これ、同じ県内なら知事の決定、これは県がまたがるとこれは総務大臣なんですよ。ということとで、予行演習として一ついかがでしょうか。じゃ事実関係からどうぞ。

○政府参考人(板倉敏和君) 現行制度の仕組みだけ簡単に御説明をさせていただきますかと思ひます。

地方税法上、市町村は市町村内に住所を有する個人について個人住民税を課することとされております。住所を有する個人でございしますが、住民基本台帳法の適用を受ける者についてはその市町

村の住民基本台帳に記録をされている者を言うといふふうになされております。ただし、その市町村

の住民基本台帳に記録されていない個人がその市町村内に住所を有する場合には、その市町村はその者に個人住民税を課することができるといふことにもなされております。

この住所でございますが、その者の生活の本拠を言うものでございまして、具体的な住所の認定はそれぞれの市町村において行うということにされておるところでございます。また、住所の認定につきまして、関係市町村長の間で意見が異なり、その協議が調わないときは、都道府県知事に對しましてその決定を申し出ることにされておるところでございます。さらに、関係市町村長は、都道府県知事の決定に不服があるといふことであるります場合には、裁判所に訴えることができるというところでございまして。

それが制度の説明でございます。

○国務大臣(麻生太郎君) これは日笠先生、基本的には納税者が生活を基盤としておられますところ行政サービスを受けておるわけですから、その行政サービスを受けているところに対して納税するといふのがこれは本来の基本でありますから、当然のこととして、納税者が自分の都合でこ

生活するが、納税するのはこつちにあるといふやうなわけにはいかない、基本的にはそういう納税する場所を納税者が勝手に選ぶといふことにはならぬといふのが基本というふうに考えていた

いてよろしいんだと存じます。

○日笠勝之君 そうすると、総務大臣は、この田中知事の場合は長野市だろうと、こういうことですよね。裁判しなくても済むんじゃないでしょうかね、これで。いいんですか、本当に。どうぞ。

○日笠勝之君 総務大臣の見解はそういうことである、こういうことで理解しますが。

問題に、今おつしやつたように、私は生まれ故郷のあそこに、何とか村に、何とか町に、十分所得も増えたから市町村民税を納めて、故郷にしきをしるじやないが、何か貢献したいと。しかし住んでいるのは全然違ふところだと。独身でもあるし、独り住まいにもなつた。別にどこに住所があろうと関係ない、こういうふうなことになるちやつた場合、そういうところを目掛けて勝手に住民票を移すとか、もう少し言えば、反対に、これから制限税率をなくしていこうとか自主課税税の強化だというと、市町村長さんも、よそよりうちの方が税金が高いとか安いかわいというふうなことだつてやるんでしやうね。

そうすると、安いところへ行くこと。ジャバニーズの中でタックスヘイブンができるんじゃないか。安いところへとにかく住民票を移して、実態はほかのところで仕事をしたり、住居、本当の住まいを持つ、こういうふうなことに変に利用されたのでは本来の趣旨とは違うんだろうと、そういうふうに思いますから、先ほど私は、総務大臣がおっしゃったように、地方の行政サービスを実態に本当に受けているところ、一年では三百六十五日の半分以上ぐらいでしょうね。そういうところがある。本場の納税地なんだろうなというのは納得できるんですよ。だからそういう意味では、これから申し上げることはいわゆる課税自主権の中の超過課税であるとか制限税率をどうするかということとリンクをしてくるんだというふうなこともございましてお聞きをしたわけでございます。いずれにいたしましても、裁判等々になっているようでございますから、注視をして見守っていきたいと思うところでございます。

さて次に、いろいろこの税法、地方税法三法で質疑をする、当委員会へ法案が掛かってくるというのと、自治税務局の方から参考ということであろうな資料が出てくるわけでございます。私も「地方法税及び地方譲与税収入見込説明」という白表紙

の参考資料いただきました。国会へ出す参考資料でございますから非常に権威のあるものだと思つていますし、私たち委員が読んでも分かりやすいと、理解しやすいと、こういうものだろうと思つてざっとちよつと目を通しました。すると、なかなか理解ができないようなところが何点かあるわけでございまして、滞納税のことでございます。滞納の件、地方税の滞納の件でございますが、いろいろとございまして、例えば自動車税なんかであると、滞納繰越分の、俗に言う回収と言うんでしょいか、これが前年度三五％だ。これは県税です。それから、軽自動車税の市町村民税ですとこれは三〇％ですよ、こういうふうな数字が出てくるわけですね。片一方、固定資産税とか都市計画税については、その前年度の見込額の俗に言う回収、徴収率は全然出てこない。

一体全体、この滞納に対する見極めというのは一体全体どうなっているのかなと。二兆二千億圓ぐらいあるわけですからね、これ滞納分が。それが一％違うだけで大ごとでございます。そういう意味では、もう少し、この税はこういう滞納の回収見込額なんですと、前年度はこう、前々年度はこうだという、分かりやすいものにしていただきたいと。

固定資産税、事業所税、都市計画税は全然そういう文言はないと、こういうことでございますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(板倉敏和君) 御指摘の点は、地方税の滞納繰越分の収入見積りの計算の基礎数値の問題というふうに思いますけれども、これは、それぞれ近年におきます各税目ごとの徴収実績を基本としつつ、収入確保の目標値というような性格のものにも留意をしながら、一定の徴収率を設定をいたしまして積算をさせていただいているということであります。地方税は税目ごとに納税義務者かどうか納税方法などが大きく異なっておりまして、徴収率も一様ではございません。

そういうことで、**税収見積り**につきましてもいろいろと御指摘がありましたように、やり方がい

ろいろばらばらではないかと、よく分からないではないかという御指摘は、私どもの方もよく理解をいたしまして、今後、できる限り正確かつ合理的な積算方法を設定をいたしまして、分かりやすい説明にするように努めたいというふうに思っています。

○日笠勝之君 是非その方向で前向きに御検討いただきしたいと思います。

さてそこで、滞納された税の徴収率をちよつと上げれば非常に税収の見込額が増えると、こういうふうなことが、実は沖縄県の宮古島の平良市というところの町長さんが、赤字予算案を出すんだと。三位一体はけしからぬというようなことで、抗議の意味を込めて前代未聞の赤字予算案を出そうとしたところ、県とか総務省の指導によつて撤回をしたそうでございます。赤字予算案が指導で撤回されるというんですからそれはいいことで、しようが、一体全体じゃどういふうなことをやつて予算案を組んだのかなという、インタビュ記事が載つておまして、要は帳じり合わせなんですと、約六億七千万の赤字にする案だったが、こうです、滞納された固定資産税の徴収率を普通は三、四〇％と見込んでゐるものを八〇％にしたんだと、四億円の増収があると見込んだりして一応の収支合わせをしたんだと。

こういうことで、何ですか、三位一体で交付税
 が減つてなかなか予算組むのが厳しいらしいと先
 ほどからいろいろお話ございますが、ちよつと、
 じゃ滞納の分をしつかり頑張つていただければ別
 に問題はないのかなというような氣もいたします
 し、実際八〇％もこれ徴収率できるのかなという
 氣もいたしますし、どうなんですか、固定資産
 税、この滞納八〇％徴収できると、予算案を作つ
 たということですね。これについてはいかがです
 か。

○政府参考人(板倉敏和) 地方税の徴収率の問題でございますが、当該年度の新規課税分と繰り越された分と分けますと、新規の課税分につきましては全国的には九八％の徴収率でございます。

ただし、滞納繰越分につきましては大体二〇〇程度で推移しております。これは、滞納繰越分につきましては前年度以前からの滞納が累積をしているというようなこともございまして、徴収が困難な事例の割合が高くなっているというふうに推測がされるわけでございます。

今回の平良市の例でございますけれども、滞納実績等の詳細を私どもも承知をしておりませんので、そこで予定をされております徴収率が適当であるとか不適当であるとか申し上げる立場にはないのでございますけれども、厳しい財政状況を踏まえて低い水準にあった徴収率の向上にも取り組んでいこうという御方針の表れではないかなというふうに理解をしております。

○日笠勝之君　だつて、全国平均は、固定資産税の滞納繰越分にかかわる徴収率は全国平均は一八・七％なんです、いただいた資料は。それを平良市は、それでも三、四〇％と見込んだと。それじゃもう赤字予算を作らなきゃいけないということで、指導があつたので八〇パーにしました。それでちゃんと予算ができましたと。これなんか本当のつじつま合わせだなと。そんなに徴収がうまくいくんなら、もっと全国の厳しい言うところは頑張つて徴収率を上げたいんじゃないかなと。何か今度全国八ブロックで御指導があるそうですが、徴収率を上げるといふことも一つのこれ、話題になってくるのかなといううな、課題になってくるのかなといううな氣もいたします。

いずれにいたしましたが、この滞納繰越分にか
かわる徴収は、なかなかこれも課税自主権、首長
さんが本来ならばこれは地方税法にありますよう
に財産を差し押さえると、こうなっているんです
ね。財産を差し押さえなさいと、道府県税も市町
村民税もと。しかし、私が聞くとところによると、
そんなに財産を差し押さえたという例はありませ
ん。なぜかという、顔が見えるわけですよ。首
長さんといざ差し押さえさせようかとするところ
の事業主なり個人の顔が見えちゃう。選挙もあり

ますよ。親族もたくさんいる。あの町長がもう悪代官だと、もう差押えに来たというふうなことでなかなかこの課税自主権と差押え等と、こういう滞納繰越分を徴収するということがなかなかこれ相反して難しい面もあるんじゃないかなと。

そういうことで、私は後ほど申し上げますが、徴税一元化とは申しませんが、徴税一元化、国税と地方税を一元化して徴収したらどうかと。後はど申し上げますが、せめてその前に、静岡県がこの構造改革の構想の一つで県税と市町村民税ぐら

いは一体的に集めたらどうかと、こういう提案もされております。そういうふうなことも踏まえまして後ほど申し上げますが、なかなかこの徴税率を上げるというのは難しいなというふうに感じ

ておるわけでございます。後ほど、先ほど申し上げました課税徴収一元化について申し上げます。

次の問題に移りたいと思います。

課税自主権の件に絡むわけでございますが、この法定外税の協議制の同意の問題でございます。

直近で一番話題となっておりますのが、いわゆる豊島区の駅前の放置自転車対策のために今総務庁の方に協議の申出が出ております新税、新しい税

です。区放置自転車対策推進条例があります。昨年の十二月十九日に協議の申請を行って

おられるようでございます。

通常、総務省の方からは、協議期間は約三か月程度と、こういうふうにおっしゃっていると伺

いしておりますが、いよいよその三か月程度がいよいよ間近にタイムリミットで来るわけござ

います。現状、今どういふふうな経過になっておりますか。お聞かせ願えればと思います。

○政府参考人(板倉敏和君) お尋ねのございま

し豊島区の放置自転車等対策推進税の条例案でござい

ますけれども、これは平成十五年の十二月九日に豊島区

の議会におきまして賛成多数で可決をされて、同じ年の十二月十九日付けで私も総務大臣に

対しまして地方税法に基づく協議の申出がなされて

おります。現在、この法定外税創設の考え方などを豊島区との間で協議を進めておる最中

でございます。総務省といたしまして、同意すべきかどうか慎重に検討を進めているということ

でございます。

いずれにしましても、豊島区並びに関係者の意見を十分聴いた上で、地方税法の規定に基づき対

処をまいりたいと考えておるところでございます。

○日笠勝之君 タイムリミットが来ますし、やっぱり行政というのはスピードというのが必要でござ

いますから、早急によく協議をされた上で結論を出していただきたいと思

います。

続きまして、入湯税の件でございます。

昨年あの税制改正のときも、まあ正直、私たちはこの入湯税の任意課税化というのを考えておりました。なぜか

ならば、小泉総理も、去年の一月十七日の政府税調で発言をされてお

りました。その議事録を抜粋して読み上げますと、市町村民税とか都道府県民税、これも

県議会、市議会に権限を与えてもいいんじゃないかと。ゴルフ場利用

税だ、地方の問題だけれども中央が決めてい

るんでしよう、国会は。いるんでしよう国会は、だ。中央が決めてい

るんでしよう、国会は。入湯税、お風呂に入る、温泉、あれだ、地方で決

めていいものを、何で国会で決める必要がな

いのか。地方に裁量権を与えるということをも

と考えてもいいんじゃないかと、という去年の一月十七日の政府税調で

そういう発言をされたという議事録、今抜粋して読み上げ

ました。

私も、与党の一員として税制協議会を構成しておるわけ

でございます。平成十六年度の税制改正は、まあ総理もそのよう

におっしゃっているんだから、入湯税についてさあ、入湯税に

ついては何らかの対応をしてさあ、入湯税に

ついては何らかの対応をしてさあ、入湯税に

ついては何らかの対応をしてさあ、入湯税に

ついては何らかの対応をしてさあ、入湯税に

ついては何らかの対応をしてさあ、入湯税に

ついては何らかの対応をしてさあ、入湯税に

ついては何らかの対応をしてさあ、入湯税に

ついては何らかの対応をしてさあ、入湯税に

ついては何らかの対応をしてさあ、入湯税に

ついては何らかの対応をしてさあ、入湯税に

ついては何らかの対応をしてさあ、入湯税に

ろだとは思いますが、地方のその地域によってみんな違うんだと思いますので、よく話を聞かせていただきたいとは思いますが、基本的にはその課税自主権はその町で、その議会で、若しくは町長さんのところで自主的に決められる権限ですから、そういう意味ではこれは有効に利用されて、その基に基づいて上がった収益を、温泉をよりきれいにするとか、そこに行く道路をもっと少しきれいにするとか、滑らないように何とかするとか、いろんなものに使えられるはずだ、なのではないかというのが、私どもの本来の考えていたところなんですけれども、ちよつという情報に基にしていろいろ考えられて、少なくとも双方からバツというのが正直私どもの一番驚いたところです。

○日笠勝之君 来年度の税制改正議論マターということで今申し上げておるわけでございます。

ただ、ちよつとこれは昼三時、三時前でございますし、まあそろそろ午前中から審議で皆様お疲れでしょうから、ちよつと野球で言えばストレートじゃなくてカーブかフオークボールのような話をちよつとしたします。

それは、静岡県の吉良温泉というところが、鉱泉が、いわゆる温泉の源がかれたにもかかわらず温泉と名乗つてどうも入湯税を取つていたんじゃないかと、その間。(発言する者あり)愛知県、ごめんなさい、愛知県でございました。静岡県、ごめんなさい、ごめんなさい。愛知県の皆さん、ごめんなさい。ごめんなさい、愛知

県ね、吉良町、吉良温泉。いわゆる源泉です。ね源がもうかれていたにもかかわらず、まあ温泉だということなことで観光客もそこにとんどん行っていたということでございまして、どうもそういう実態が分かったにもかかわらず、何年間か入湯税をいわゆるお客さんから取っていたんじゃないかなと、こういうふうな話も、実態は分かりませ

ん、もう三十年ぐらい前の、二十年ぐらい前の話でございます。という事でございます。これが入湯税という、現在反対に、温泉でなくとも、いわゆるどっかからカタンクローリーで温泉を

持ってきて風呂に入れて温泉だということもありますし、若干、ほんの少し本物の温泉に多くの水を混ぜて温泉だと言っているところもあります。まあこれは環境省所管でございますから、温泉の定義はいいんですが。

裏を返せば、入湯税をいただいておればこれは温泉だ、ということにもなるんですね、裏を返せば、入湯税いただいておるから温泉ですよ、温泉だから入湯税いただきますよ、ということ裏返しにもなるわけですが、是非、御答弁いいたすよ。

御答弁いただきましたか。温泉で、元の泉水ですか、地中から湧出する泉水でないにもかかわらず温泉ということで入湯税を取っていたかどうかという点、これについて分かりますか。

○政府参考人板倉敏和君　まず第一点のその愛知県の例でございますけれども、これは私どもが伺っていますのは、相当前から入湯税は課税をされていらないというふうに聞いております。それと、入湯税の課税対象は、鉾泉浴場所在の市町村が鉾泉浴場における入湯行為に対して課税をするということになっておりまして、この鉾泉浴場と

いいますのは温泉法による温泉ということであり
ますが、同法による温泉に類するもので鉱泉と認
められるもの、こういうものも含むというふう
に考えております。温泉を自称するだけでは入湯税
の課税対象にはならないということでございます。

ただし、先ほど申されました、例えばタンクローリーで本物の温泉を運んできてお風呂に入れて入湯していた大口という場合には、入湯税の課税対象になるということであります。

○日笠勝之君　どうぞ与党におかれましては、年末の税制協議会でしっかりとこの点も御協議いただければと思います。

さて、徴税一元化の件は先ほど申し上げましたけれども、平成十年六月九日に制定されました中央省庁等改革基本法の第三章第二十條四項で、国、地方を通ずる徴税の二元化について、地方自

治との関係、国、地方を通ずる税制の在り方を踏まえて今後検討すると、こう明示されておるわけでございます。それから五年近くたつわけでございますが、一体全体この法律に明定されたこの二十条四項について、総務省は当然この地方税の所管でございます、財務省等々と協議を、検討を加えられましたか。またその検討状況はいかがでしようか。まずお伺いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 国、都道府県、市町村という形でそれぞれやっぱり税を徴収させていただいておるわけですけれども、簡単には一人で全部やっちゃった方が人物、経済上も、早い話そっちの方が安く済むぞというお話というのは、これは昔からあるところではあるんですけれども。

ある程度受益と負担の関係というのは、いろいろあるんだと思いますけれども、やっぱりある程度住民税金なんというものは住民の理解を得ながらいただくというところがとても大切なのではないかとというのが率直な私なりの感じがいたします。で、徴税の一元化というのはある程度考えにやいかぬところだろうと思いますが、国が全部取ってやって地方に全部配っちゃうんじや、これは地方

は全然かいて徴税するということは全然なくて、国税が全部やって、あとはいいいいと割られるというのもちよつとそれもちがななという感じがいたしますんで、いずれにいたしまして、ちよつとこれある程度納得をしていたきながら徴税をするということが大切だと思います

効率化の問題につきましては、今後ともいろいろ効率を考えた方がいいかぬところだとは思いますが、事、税という話になりますと、極めて繊細な微妙な問題も含んでおりますので、ちょっと簡単にはいかない話で、これは前々から何度か議論があつたところでもありますし、今御存じのよう

うに社会保険料等、年金等いろいろございますけれども、こういったものの話とか、厚生省と労働省と一緒にたんだから、少なくとも年金の話と労災の話と一緒にやらないじゃないかと、

実にいろいろ話はほかにもないわけではありませ
んけれども、私どもとしてはこの税金というの
はちよつとほかとは大分種類が違ふ話だと思
いますんで、ちよつとそう、効率がいいから
というだけではちよつと割り切れぬかなと
いうのが私自身なりの感じているところ
です。

○日笠勝之君 要はこれは法律マターなんです
ね、それで、検討するところあるわけですから検討しなきゃならないです。検討した結果、駄目な駄目、やるならやる、こまでやるならやる、と、こういうことにならないといかぬわけですね。五年たつてもほつておくというのは、これは行政の、また立法院の怠慢と、こういうふうに言われるわけでございますから、是非ひとつ検討を大いにこれはしていただきたいと思うわけですね。

なぜ一元化ということが言われるかというところから行財政改革に資すると、こういうふうによく言われるわけです。確かに、本当に行財政改革に資するかどうかいというまた反論もあります。反論もあります。

例えば徴税業務が合理化できるんじゃないか

と、それから徴税等の事務所も統廃合できるんじゃないか、それから当然徴税関係職員の削減も可能ではないかと。いただいた資料によりますと、国税が五万六千七百十八名、地方税職員、都道府県、市町村民入れまして地方税職員が八万一千六百二十三名、合計十三万八千三百四十一名という

のが今の人数だそうでございます。ですから、十三万八千三百名余りで国、地方、両方の税金を徴収していると。もちろん徴収だけじゃありませんよ、還付もありますしね。いずれにしても税に携わっておられると、こういうことでございまして、これが一元化になれば、半分とは言わないけれども、相当、万単位で削減できるんじゃないか

しかし、一方は、そうは言うものの、地方税と
いうのはもう現認をしなきゃいけないのがたくさん
ありますね。固定資産税だったら現実にペー

バーだけではとても徴収できませんし、そういう意味ではなかなか足して二で割るようなことはできないんだというお話もこれも分かるわけでございます。

ただ、検討すると、こうあるわけですから、大いにこれは検討を加えて、早急に、これはどうあれ、やっぱり結論は、三年、五年、七年という一つの節目があるようでございます。五年がたつわけですから、次の七年目ぐらいには、検討した結果はこうであるとかいうことを目指して御尽力をいただきたいと思います。

そうはいいながら、国と地方税はそれぞれ、国税と地方税はそれぞれ緊密な協力関係で今いつていることも事実でございます。例えば、IT化ということ、電子政府ということ、今度、自動車関係諸税が一元的に申告というんですかできる、自動車の車検のときにですね。たしか自動車重量税とか自動車税とか自動車取得税、いろいろ自動車に絡まる税金ありますね、こういうものも何か一元化でやろうと、こういう現実に進んでいるところもあるやうに聞いております。

そこで、最後になります。一点、先ほどちよつと申し上げました、静岡県構造改革構想の中にあります国税、地方税の一元化、そのまです前に、第一歩として、第一段階として、県税と町村民税のいわゆる地方税を県レベルで一元化してはいかがかというふうに出ておりますね。これも一つの案だろうと思うんですが、これに対してはどうお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(板倉敏和君) 都道府県と市町村が徴収に当たって協力をするというのは当然でございます。更に、一步踏み込みまして、例えば茨城県とか鳥取県なんかにおきましては、一部事務組合を設立して徴収困難な事業等について滞納整理を実施するとか、そういうことを進めております。また、例えば住民税はこれは都道府県分を含めて市町村が徴収するというような仕組みにもなっております。個人住民税でございますね。そういうことで、いろいろ都道府県と市町村

の間ではいろいろ融通をし合いながら、よりよい課税のスタイルといましようか、課税方法を求めてやっておりますので、今後とも先生おっしゃいますような方向で、より効率的に、上手に課税できるものはできるだけそういう方向でやるような、そういうことを考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

○日笠勝之君 終わります。

○八田ひろ子君 日本共産党の八田ひろ子でございます。

まず最初に、総務大臣に三位一体改革の全体像について伺っていきたく思います。

今日も午前中から、また新聞報道でもいろいろと、今年から三年間で四兆円の補助負担金を削減をして、住民税で地方に税源移譲して三兆円、という、三兆円という金額そのものは、こつちの方は決まっていらない、四兆円は決まっているというところであるんですけれども、仮に三兆円としますと、結局この三年間、三位一体の形が終わりますと一兆円不足するわけですね。

〔委員長退席、理事山崎力君着席〕

削減された中で、引き続きいろんな事業が地方にあるわけなんですけれども、それをいろいろ削減をしてもできなくて、やっつていこうとすると地方自治体は独自に一兆円の自主財源をどこかで考えないといけない、こういうふうには大臣は思っているんじゃないでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) この三位一体の中に入っております中で、税源の移譲という部分に關しましては、これはいわゆる、先ほど申し上げた言葉を使わせていただくと、狭義の三位一体でいわゆる税源移譲を伴うという質的な変化、国税から地方税に移るといふ質的な変化の部分と、もう一つは地方がある程度歳入を削減していただく、そういう意味でのスリム化の部分と、二つちよつと分けて考えなきゃいかぬところなんです。三位一体という言葉がえらいはやっておる。何かみんな三位一体に突っ込んでしまったような話になって、少しもうちよつと整理をされて本当は

論議をされないと混線をするという、先ほど柏村先生のお話にありましたように、なかなか混線しやすく話がでか上がつているような感じが、私自身が聞いていてもそう思うんですが、とにかく三位一体三位一体と、この宗教用語が法律用語に変わったみたいになつてつたこれ半年にもなりますので、何となく三位一体という税源移譲の話の部分とスリム化の話と一緒にしておりますが、四兆、三兆の話って、まだ四兆の削減の額に對して何兆の補助が出るかと。今、三兆と言われましてけれども、それがまだ、三兆もまたきちんと確定したわけではありせんので何とも申し上げられせんけれども、残り一兆の部分については更なる税源の移譲でやる部分もあるでしょうし、またスリム化で対応する部分も両方あり得ると思っております。

○八田ひろ子君 スリム化とおっしゃいますけれども、今日はまた後で具体的にいろいろと伺うんですけれども、仕事は増えるばかりなんですすね。財源をまた考えようといつても、それは生易しいものではなくて、必要で不可欠な補助金や負担金削減をされて、そういう行政水準を保ちたいれば何か考えろという、そこが私は地方で今混乱を生んでいる中身、非常に心配されている中身だと思っております。

午前中も、ブロックごとに意見を聞くといううなことを大臣はおっしゃっているんですけれども、実際に地方自治体を含めた議論、これが不足している。きちんとした、大臣、先日から自治体の数では多いけれども人口ではというふうにおっしゃっていますけれども、やっぱり自治体の数が大事。その小さな自治体でも大きな面積を一生懸命カバーしているとか、いろんなことがあるわけですね。だから、私はこういうことはもつと真摯にきちんと話をしていく、そしてこの議論を詰めていくということ。

私たち立場は違ふんですけれども、どんな自治体へ行つても、愛知は財政力がよそから見ると豊かだと言われる自治体も大変多いです。でも、そ

ういうところへ行つても結構なんという首長は一人もいませんよ。みんな、だまし討ちまではおっしゃる方は余りないですけども、やっぱりすごく怒りを持っていらつしやる。ましてや中山間地の皆さん方というのは、本当に知性もあつて今までのこのふるさとを守ってきた、日本を守ってきたという気概を持っていたらつしやる方たちが、物すごい怒りですよ。だからやっぱり、先ほど地方を守る総務省というのをとおっしゃったんですけれども、やっぱりどの地方も守っていたらつしやる、それが大事だと思ふんですけれども、どうでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) 総務省という役所は、基本的には旧自治省ということもありますけれども、やはり住民、国民に直接、最も接触率の幅の広い役所というのは中央官庁として総務省以上に住民と直接つながっている役所はほかにないと思っております。

そういう意味では、今言われましたように、中山間地というところに行くほど、若しくは中小の、中小の地方団体、公共団体の絶対数の少ないところ、人間の少ないところの方こそ痛みが多かつたのではないかと御指摘は、やっぱり地域によつてある程度違いますけれども、私は基本的には当たつていておっしゃる通りで、そのために従来減らしていただくにしても、三百億のところからちよつと減らす十億と、二、三十億ぐらいのところから減らす十億では全然意味が違いますので、そういう意味では私どもとしてはきちんと細かく対応をしていく必要がある、きめ細かに対応をしていく必要がある、私どももそう思いますので、財政再生債、再生債いろいろ使わせていただいておりますけれども、その使い方も幅を余り細かくしないで柔軟に対応していく必要があると思っておりますし、今後とも個別にお見えになる方に関してはいろいろ、ちよつと正直申し上げてこんなやり方もありますよ、こういうのもあるんですよというのを全然理解しておられない方もいらつしやるので、丁寧にそこそこ

ろには対応をさせていただきたいと思っております。すし、事実その方向で事を進めてはおります。

○八田ひろ子君 個別に相談してきたところには相談乗りますみたい、私の聞き違いならいいんですけれども、そういう問題じゃないと思うんですね、今の問題というのは。朝からも七兆円の交付税の削減なんかのお話が出ていて、今日の新聞にも、この三位一体で財源不足を補う交付税、臨時財政対策債が二〇〇五年度以降、基金の取崩しがさほど目立たなくなつたことから、財務省は影響をほぼ吸収しているとして、二〇〇五年度以降、更に地方交付税の削減を進める考えだと。これは新聞報道だから違うというふうにおっしゃるのかもしれないが、こんなのが毎日出てきているんですよ。

〔理事山崎力君退席、委員長着席〕
私は、これは本当にゆゆしき問題だと思っております。負担金、補助金の問題でも、恩恵的に出されているわけじゃないんですよ。その地方で歴史的に積み上げられてきたもので、そういうものをばさつと切るといふのは私はおかしいというふうに思いますし、きちんと議論をすべきだと。何しろ数字から、お金から入っていつちやうということが私は間違っているんだというふうに思うんです。

そこで、具体的に幾つか伺っていききたいんですけれども、まず地方税にかかわってですけれども、自動車税のグリーン化ですが、政策目標、これ大気汚染対策、環境対策だと私は承知しておりますが、どうでしょうか。

○政府参考人(板倉敏和君) 政策目的をということでございますので、事務的に説明をさせていただきます。

自動車取得税の低燃費特例でございすけれども、地球温暖化対策といたしまして、CO₂の排出量削減の観点から、一定の基準を満たす低燃費の自動車について、自動車取得税の方で一定の控除をする特例を設けております。

また、自動車税のグリーン化ということで、こ

れは自動車税の方で、環境負荷の小さい、すなわち排出ガスのきれいな自動車を普及をさせる目的と、環境負荷の大きな自動車に対して、これを減らしていくということで重課をするということとで、十三年度から税率、税制中立を前提とした制度を創設をさせていただいているということでございます。

○八田ひろ子君 グリーン化税と、それから自動車取得税の方の低燃費特例ですね。それも両方ともが大気汚染、環境対策だということですが、このグリーン化税の方なんですけれども、減税額と増税額が同じ、税制中立だと今御説明があったんですが、実態として増税額、減税額、その収支をお示しください。

○政府参考人(板倉敏和君) 失礼しました。自動車税のグリーン化における減収分、重課分の実績についてお尋ねでございます。

平成十三年の税制改正に基づく実績でございますが、減収分が九百四十四億、延べ七百五十二万台。重課分が二百八十八億、七百五十七万台。差引き六百八十六億円の減収というふうになりました。

平成十五年度税制改正に基づくものでございすけれども、減収分が三百二十四億、百八十万台。重課分が百四十億、四百三十九万台。差引き百八十四億円の減収が見込まれているところでございます。

○八田ひろ子君 大変な減税なんですけれども、それが大気汚染の改善という目的にどうつながっているかというのが問題だと思ふんです。

今日は環境省にきていただいていますけれども、大気汚染の実態としてはどうなっているんでしょうか。

公害車の開発に拍車が掛かっておるものと考えております。また、低燃費、低排出ガス認定車、これはいわゆる星印の付いた車でございすけれども、この型式も平成十五年三月現在、三百十二の型式になっておりまして、種類も多くなつてきているということでございます。

それで、大気汚染に対する効果ということでございすけれども、なかなか定量的に試算をするというのは難しいわけですが、平成十五年度上半期に新規登録をされた自動車につきまして環境改善効果というものを試算してみますと、その十五年度上半期の低公害車を購入したことによりまして、低公害車以外の車を購入した場合と窒素酸化物の削減がどのくらいになるかというのを大まかに試算いたしますと、約四割ぐらいではないかというふうに考えております。

しかしながら、自動車税のグリーン化の対象となつております低公害車は、平成十五年九月末時点ですと、環境改善効果はまだ限定的なものではないかというふうに考えておるところでございます。

○八田ひろ子君 新しい車を買えば多少良くなつたかもしれないけれども、その効果は分らない。現実には、各地で定時定点をやっております道路測定では改善が見られない。ディーゼル車をストップした東京では知事がこんなに改善したというふうには言っていますけれども、オールジャパンで見るとこのグリーン化税の効果というのがどうなのかなと思ふんです。

先ほどお示しになった自動車取得税の低燃費特例ですね、これもやっぱり大気汚染対策なんですけれども、その適用実績、二〇〇一年と二〇〇二年の新規登録台数と特例の対象台数、それから減収額です、お示しください。

○政府参考人(板倉敏和君) お尋ねの自動車取得税の方の低燃費特例等に関する実績でございますが、都道府県別の課税状況等に関する調べというのをやっておりますけれども、それに基づいて

御報告を申し上げます。

まず平成十一年度分でございますが、自動車の新規登録台数が四百一十万台で、新規検査の軽自動車を含めると五百九十一万台、低燃費車特例の対象台数が百四十万台、減収額が百四十五億円でございす。

平成十二年度分でございますが、新規登録台数が四百一十二万台、軽自動車を含めて五百九十七万台、特例対象台数が百五十九万台、減収百九十九億。

平成十三年度分でございますが、新規登録台数が四百一十三万台、軽自動車を含めて五百八十四万台、特例対象が二百九十九万台、減収額が二百八十六億というところでございす。

平成十四年度分でございますが、登録台数四百七万台、軽自動車を含めて五百八十八万台、特例対象の台数が三百五十六万台、減収額四百七十億というふうになっております。

以上でございます。

○八田ひろ子君 こちらの先ほど環境省のお示しになったように、新車販売、これは六割を超えて優遇措置を受けておられるということで、新しい車を買ったときの減税になっているんです。大気汚染の方でどうかというところまだ効果は現れないということなんですけれども、やっぱりこれではメーカーの新車販売促進になっていて、所期の目的が本当に実効があるかなと。大臣もふんふんとおっしゃっていますけれども、本当にそう思うんです。それと打合せがあると思うんですけれども、やっぱり政策対応は新車だけでは今のこの政策的な実効性がない。

今日は国土交通省にきていただいています、後付け装置による排出ガス性能の改善というのが可能になってきているようですが、この方向というのが非常に大事だと思います。また、物を大事にする、何でも一律に廃棄物にする、こういうことを止めるためにも必要だというふうに思ひまして、政策的にもこういう支援が重要だと思

んとしていただかないといかぬと思うんです。

例えばこれは反対のことなんですけれども、もうお金がないから、じゃどこからお金を取るのかと考へて、もう法人とかそういうところは取れないからというので、老年者控除の廃止、これはもうちゃんとやりましょうと。だけれども、そんなことやられちゃったら、住民、その地方自治体の住民ですね、その影響を考えると本当に困るんです。そういうのは要するに地方自治体に跳ね返ってくる、怒りとして跳ね返ってくるんですからね。だから、そういうのはやめようということは思わないわけですか。

○政府参考人(板倉敏和君) 老年者控除の問題でございまして。高齢者の健康状態、経済力等多様でございまして、年齢だけで高齢者を特別扱いをするという現行制度につきましては、見直しの必要性がかねてより指摘をされていたところでございまして。老年者控除は六十五歳以上の大部分の方々に適用されまして、実質的に年齢だけで、年齢だけを基準に高齢者を優遇する、そういう制度になつております。

こういう状況を踏まえまして、世代間の税負担の公平を図るという観点からも、高齢者にも負担力に応じた負担を求めるといふことといたしまして、老年者控除を廃止するということにしたわけでございます。これは国税、地方税ともに考へ方としては同じでございます。

○八田ひろ子君 何か財務省みたいなことをおっしゃいますけれども、地方自治体というのは住民の生活と直接向き合つて行政をやっているわけですよね。だから、この財政運営、お金の勘定というだけじゃなくて、住民の生活への影響というのがあるに受けるわけですから、やっぱりそういうことはきちんと地方自治体の立場に立つてよく聞いて検討していただく。やっぱり、取るべきところからは取らないで、弱いところには痛みを押し付けてという、私も、そういう、それが小泉流の構造改革なのかも知れませんが、それは私、おかしいというふうに思うんです。

大臣、私、片山大臣にもお伺いをしたんですけども、三位一体のとき、ときというか、私が三位一体を言いたくて言っているわけじゃなくて、総務大臣とかいろいろおっしゃるから伺っているんですけども、とりわけ交付税交付金のことですね。この原則を大臣はどう考へたのかちょっと伺いたいんです。

地方交付税のことですね。財源保障機能と財政調整機能というのが私は二本の柱として非常に大事だと、これは今後も重要な柱、重要な制度だと、こういうふうには思います。今日、財務省の話をお伺いしておりますと、財源保障機能というのをだんだんと後退していくというふうな、そんなふうにも受け取れるんですけども、そうであつても、やっぱり最初から御質問しているんですけども、そういうものではないと私は思うんですけども、大臣どうでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的に、今後、仮に進んでおります町村合併が今ありますと、おりに進んだとしても、これは地方において税収入の格差が残るといふことは間違いないと思われまして。したがって、行政の最低なサービスを維持するために、私も前から言わせて、その財源をある程度調整しないとならぬので、その意味では交付税というのの持つております、本来の交付税の持つております機能というものは基本的に残さないかぬことになりまして、当然それに対して財源保障というのには必要なことになると思ひますので、今いろいろ話がいろいろ出ておりますが……

○八田ひろ子君 調整機能と財源保障機能。調整機能と財源保障機能。

○国務大臣(麻生太郎君) 両方、両方とも二本の柱であることは当然だと思ひます。

○八田ひろ子君 本場にこの原則というのをしつかりと守つていただきたこと。先ほどちょっと新聞記事で、要するにこの交付税交付金を減らしていいことという、そういう財務省の今日の朝の議論でもあつたんですけども、そういうところから

やっぱり地方の皆さん方というのは、非常に一体何を国は考へておるのかという怒りがわいてくると思ひます。

次に、この交付税の算定基準でいろいろなものがありますが、入っていないけれどもやはり標準的なものではないかというのの大きな例として、子供の医療費の助成の問題について伺いたいと思ひます。

今日、厚労省も来ていただいておりますが、今、乳幼児医療、子供の医療費の助成、無料制度はどういう実態になつておるのか。対象年齢とかあるいは自治体の数というのを、最新の数字とその前年の数字。最新という去年、〇三年度四月ぐらいたと思ひますが、〇三、〇二の比較でお願いいたします。

○政府参考人(北井久美子君) 乳幼児医療費助成制度の実施状況についてでございますが、平成十五年年度の調査では、三千二百九の全市町村におきまして何らかの形で乳幼児医療費の助成を実施をされているところがございます。

そのうち、入院につきましては、例えば三歳未満を対象、助成対象とする市町村は四百八十八でございます。それから、就学前のお子さんを助成対象とする市町村は千八百五十八となつておりまして、何らかの形で就学前までの助成を実施している市町村は合計三千五百六十六市町村になります。

それから、通院につきましては、例えば三歳未満を対象とします市町村が千七百七十六、就学前を助成対象といたします市町村が千八百一となつておりまして、何らかの形で通院に就学前までの助成を実施しているのは合計三千一百一市町村になります。

それから、平成十四年度と十五年度の比較した数字で見ますと、助成の対象年齢が入院、通院ともに引き上げられてきているという傾向が見られるところがございます。

○八田ひろ子君 ありがとうございました。私も、今お答えいただいたものの資料を皆さんのお手元の資料の四ページ目と五ページ目に付け

てあるんですけども、確かに各自治体が非常に努力をされて、今御説明があつたようにすべての自治体、これ町村合併で自治体の数が減つてきているので数字が減つてきているんですけども、二〇〇一年からは全国の都道府県すべての市町村でこれが何らかの形で行われています。地方自治体は頑張っているんです、補助金は全然ないんですけどもね。

それで、もう一つ伺いたいんですけども、厚労省に。二〇〇四年から小児医療の診療報酬が改定されて、時間外とか休日とか夜間、深夜、これ加算をされるということですが、これはどういう影響になるんでしょうか。

○政府参考人(中島正治君) 平成十六年度の診療報酬改定におきまして、小児医療については小児救急医療体制、特に夜間の診療体制に就いた評価の充実を行ったところでございます。具体的に申し上げますと、小児科におきまして時間外の受診が多い傾向がありますことから、その対応をいたしまして、六歳未満の小児の初診時の時間外加算について、これまで百二点でありましたものを百十五点に引き上げますとともに、時間外加算を算定できる場合を拡大しております。

また、地域で連携して夜間や休日の小児医療の担当をする場合の点数であります地域連携小児夜間・休日診療料というものがございまして、これについて、算定要件を緩和いたしましてより多くの施設で算定できるようにするというような改定を行ったところでございます。

○八田ひろ子君 時間外や休日、深夜の診療が多い子供さんの診療を保障するというの、私はいいことだと思ひます。ただ、これで医療費が多くなるんですね、窓口で支払うのが。で、こういうふうな今のこの無料をずっとやっていまして、自治体の負担が多くなるということなんです。自治体が、これ年齢もどんどん拡大しているということは、最初赤ちゃんと小児の医療費だけだったんですけども、スタートのときは。今では、ごらんいただくと十八歳になる年度までという

ことで、ばらつきはありますけれども年齢がどんなに拡大しているんですか。

で、今、少子化対策とか子育て支援というのが国の最重要課題の一つとされているときに、やっぱりこの乳幼児の医療費無料制度というのを国の制度にすべきだというふうに思いますけれども、それ以前でもやっぱり私はこれ交付税算定措置、全部の自治体が行っているから、交付税の算定措置、標準にするんだと、こういうのが必要だというふうに思うんですけれども、大臣、御感想はどうでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、それこそ交付と負担の話の最たる例なんだと思うんですけれども、その分だけそれは間違いなく税というものがそのうちに出てくるということになるんですよね、基本的には。そここの考え方で、これは交付と負担として、それは子供を持っている人はサンキュー・ベリ・マッチ、子供が生まれない家にとりましては何で私がというようなことになると今急な御質問いただいたのでなんです、ちよっと今急に御質問いただいたのでなんです、が、感想はと言われれば、まあ、これはなかなかちよっとこの場で賛成ですとも言えぬし、いや、これは丸々駄目ですとも言える話じゃないかなというところです。

○八田ひろ子君 丸々駄目だと言えない、これは全国すべての自治体で行っているという、必要があるということなんです。だから、やっぱり必要のあることは、必要があつてみんながもうどんどんと拡大しているというところは、こう算定すべきだと私は思うんです。だから、今日ちよっと時間がありませんので答弁を求めませんけれども、是非、是非考えておいてください。

三位一体で厚労省は、特別養護老人ホームの建設に対する国の補助金というものが削つていて、今各地で深刻な問題になっています。今日ちよっと私時間がなくて、来ていただいても質問ができないうんですけれども、やっぱりこういういろいろな事業があつて、それをお金で削つていくということ

から、こういうことが起こるんですよ。

で、愛知県の中山間地で北設案郡というところが五町村あるんですけれども、四月から日曜と祝日の休日当番医というのが廃止になるんです。これは、国庫の補助金が財政政の三位一体改革で四月から削減される、こういうのが追い打ちつけているって、もう三位一体だからということではない、んなことがあるんです。だから、こんな事態は私はあつてはならないと、こういうことを是非大臣に肝に据えていただきたい。

次に、地方公務員の時間外労働のことに移ります。

資料を見てください。一枚目、二枚目、三枚目ですが、これは一昨日いただきました地方交付税関係参考資料、これを再掲させていただきます。これ、地方交付税の算定基準によりまして、職員の時間外手当、給料の年額に對してそれぞれ一般職員は百分の七、教育職員は百分の六、警察職員は百分の十三、消防職員は百分の八、こうなっています。じゃ、地方公務員の年間の時間外労働は何時間になっているんでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 我々、交付税の算入におきまして、特に時間という観念でやっているわけじゃなくて、ここに今御指摘ございましたとおり、給料年額に一定の割合を掛けて積算を行っているわけでございます。これは、実際の支給の実態を見ながら地方財政計画に所要経費を算入し、それを交付税の中で位置付けているということとでございます。

○八田ひろ子君 実態に見合うかどうか今日の私の質問のテーマなんです。このいただいた資料の十一ページに、そこ、職員給与単価表があります。これといろんな法令に従つて、三枚目の資料をごらんいただけますか。私、これを計算をしてみました。

B職員という、十一ページの一番下にあるところですね。まず勤務時間法第五条で一週間の労働時間四十時間。で、年間の労働週は給与法第十九条で五十二週。これを掛け合わせますと、年間所

定労働時間二千八十時間。B職員の年間給与は二百七十四万四千八百円です。その勤務一時間当たりの給与は一千三百・三八四で、給与法第十八条二で端数切捨てですね、だから千三百円。で、超過勤務手当は人事院規則九・九七で百分の百二十五です。で、一時間当たりの超過勤務手当は千六百二十五円。で、この職員Bの時間外手当は十八万九千三百四十円と、こう定まっております。で、これを時間に直しますと年間百十六・五時間。同様の手順で職員Aというところも試算しましたが、年間百十六・五時間です。

で、つまり、職員の年間時間外労働を百十六時間しか見ていないんです。今、局長は実態にと言ったんですけれども、大臣、一年間に地方公務員というのは百十六時間ぐらいしか残業をしていない実態だということを聞いて、どう思われますか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、このAの話、何ですか、Bというのになつていっているんですけれども、これは基本的には、元経営者の立場から言わせていただければですね、これは残業をさせるような組織はそもそも駄目なんです。残業はなるべくしないようにするようにするのが最も正しい首長さんのやるべき態度なんだと思っております。で、これ、たくさん付ければどんどんどんどん残業が増えていくなんていうのは、これは駄目です。

基本的には、百十六時間と言われて、ちよっとよほど、実際は二千八十時間ですか、こんなにしていてというのはよほどだんだん、よほど仕事が多くなつてくるといふのか、何かちよっと不思議、二千……

○八田ひろ子君 正規の時間。

○国務大臣(麻生太郎君) 正規の時間。ごめんなさい。

これ、超過、百十六時間。交付税で百十六時間、百十六時間。何となく、今民間で超過は、基本的に何となく必ず時間内に帰れというのが、今基本的には民間の仕事でさせるような方向で動い

ているときですから、何となく百十六時間と言われて、うん、まあそんなものかなという感じがしないでもありませんけれども。

なかなか一概に比較はできないところなんです、ね、正直なところ。ですから、これを聞かれて、実際はもう少し多くてもという感じがしないでもありませんけれども、ただ、残業というのは基本的にさせないように仕事を段取するというのが上の、上級職の、上級職というのか、課長とかそのらの仕事だと思ひますので、残業が多くなつたところの方は、社長から見れば、何でもこんなに多くするんだというふうな形になるのが普通の会社の形だと存じますが。

○八田ひろ子君 実態と懸け離れています。

交付税の算定基準というのは、これだけの仕事を算定されて、それでこの数字が要するというふうになつてきたんじゃなくて、総務省が出された数字ですからね。

実際には、地方公務員の勤務時間短縮方策に関する研究会というのが報告書を出しているんですけれども、一番多い方が一月、一月当たり平均で十四・五。仕事が一杯あるんですよ。いわゆる四・六通達と言われて、二〇〇一年に民間にそれこそ残業を余りしないように、サービス残業をしないために労働時間きちんと把握しなさいというのを総務省も各地方自治体に出されてるんですけども、さつき局長は実態を踏まえて百十六時間と言われたんですが、実態をお調べになつたんですか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 私どもの方では、普通会計に属します職員につきましては給料、調整手当から時間外をマクロとして数字でとらえておりまして、それを時間外の割合として給料との割合を見て七割というふうなマクロでとらえているわけでございます。

○八田ひろ子君 マクロで定めても実態をつかんでいない、今、だから今の総務大臣のようなお

答えが出てくるんです。

私は、二〇〇一年も片山大臣のときに、公務員の労働時間をきちんと短くする、さっきの総務大臣がおっしゃったような、そういうので質問をしまして、そのときも実態が分からないということでした。四・六通達が出てから、総務省は実態を調べるということも大事かもしれないということをおっしゃっていただんですけども、やっぱり実態を調べて、公務員だったら残業をしても残業代支払わなくてもいいということは通らないものですかね、そういうのを今日は要望だけにとめておきます。

あとの時間で、ドメスティック・バイオレンス、夫、恋人からの暴力根絶の法律について伺います。

今、参議院の共生社会調査会で法改正の議論が行われているのは御承知のとおりで、これは二〇〇一年の十月に一部施行、二〇〇二年四月に全面施行になったものです。

内閣府の調査では、夫や恋人から身体的暴力を受けたことのある女性は約六人に一人、命の危険を感じるくらい暴力を受けた女性は二十人に一人にも上る深刻な実態が明らかになっています。そして、残念なことに、痛ましいDVの事件が報道されない週はないほどで、毎年百人以上の女性がDVで殺されています。

児童虐待とも密接に関係している問題なんです。とりわけDV被害者が駆け込む窓口、相談や施策を受け持つ地方自治体の責務というのが多々あって、今回の法改正でも地方自治体の責務というのが明示されることになるわけなんですけれども、このDVの根絶という面であって、各省庁が力を合わせて取り組まなければいけないところがある。非常に強いんですけれども、とりわけ関係の深い総務省の大臣として、このDVの悲惨な現状そしてDV根絶のためにどのような御見解をお持ちなのか、お示しください。

○国務大臣(麻生太郎君) これはドメスティック・バイオレンスのことですね、DVというの

は、たしか。家庭内暴力のことなんだと思います。

昔は余り聞かなかった話ですけども、最近よく聞くようになった事例の一つだと思いますけれども、これは基本的に被害者保護の責務をそれぞれ、国も地方もそれぞれに有しているということになっておりますので、これは基本的に地方、地域に、近くにいる人の方がよく分かるということだと思いますけれども、いずれも、地方も国もそれぞれ役割分担のことに責任を、責任という積極的に取り組むという必要があると思っております。

○八田ひろ子君 本日に深刻に受け止め、積極的

に取り組んでいただきたいんです。今回の法改正で地方の業務というのは明らかに増えるんですが、そのような認識が総務省の中にあるのかどうか。どんな部分で増えて、それにどう対応されようとしているのか、お示しください。

○政府参考人(島中誠二郎君) お答えいたします。

先生今お触れになりましたドメスティック・バイオレンスの改正法案でございますが、この改正法案の中で地方公共団体との関係については、まず都道府県はDV防止及び被害者保護のための施策に関して基本計画を定めること、それから二番目として、被害者の自立支援を配偶者暴力相談支援センターの業務に明確に位置付けること、それから、この配偶者暴力相談支援センター、これは今都道府県しかございませんが、市町村もこのセンターを設置できるようにすることなどの内容を含む改正案が今御検討されているというふうに承知しております。

○八田ひろ子君 その対応はどうですか。財政的支援が私には必要で、今、特交あの民間シエルトの部分をやっていられるんですけども、このように業務が増えるということになるとやっぱり総務省も考えるべきだと思いますが、その点ではいかがでしょう。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 家庭内暴力に関するいろんな立法の動きがござりまするようでござりまするけれども、現時点におきまして、まだ新たに生じます事務の分量とか財政面への影響については詳細は把握しておりません。今後、国会におきまして御議論とか、あるいは関係省庁の説明等も踏まえまして具体的な対応を検討してまいりたいと思っております。

○八田ひろ子君 DV被害者の人権や安全を第一にした施策が充実を地方ができるように、私はきちんと検討していただきたいと思っております。

そこで、DVにかかわる具体的な問題の一つとして、住基法では住基四情報原則公開だとしていまして、DV被害者の住所が加害者に漏れますと命や安全上で深刻な問題になります。

そこで、住基四情報と戸籍の付票について個人情報保護法を今検討中ですけども、少なくとも今度の法改正が施行される前にそういうことがきちんと準備されて、きちんとやっていた方がいいのかねと思うんですけれども、いつまでに行われるでしょうか。

○政府参考人(島中誠二郎君) お答えいたします。

ドメスティック・バイオレンスと住民基本台帳の閲覧・交付請求との関係でございます。

この問題は昨年の通常国会でも御議論がございまして、たしか八田先生からも御質問があったやに記憶しておりますが、今、私どもの方で堀部先生を座長といたしますドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者保護のための住民基本台帳の閲覧、写しの交付制度に係るガイドライン研究会という研究会を設けておりまして、この研究会の報告書はこの年度内、年度内と申しますともう三月でございまして、三月中に取りまとめられまして作業しております。これが取りまとめられまして、それに基づきまして、私どもとしましては、事務処理要領等を改正し、など所要の措置を講じた上でできるだけ早い時期に地方公共団体に

おいて適切に措置が講じられるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

たいというふうに考えております。

○八田ひろ子君 終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。

今、自治体は看板に偽りありの三位一体改革で二兆六千億円にも上る交付税等の削減をされるなど、一般財源の減少にも大変苦しんでいるというのは、せんだってから予算委員会、そしてこの委員会でも幾つも出されている、これが現実です。昨年この委員会で満場一致で推進を決議をした三位一体改革とはもう全く懸け離れてしまっていると言わざるを得ない。そういう意味で、極めて遺憾だと申し上げざるを得ないと思っております。

地方税法の問題についてからこれ入りますけれども、そこで、課税自主権を広げてあげますよ、自分で増税しなさい、こう言われても、当然納税者の反対が強いし、しかも狭い自治体の圏域の中ですから、これは余り喜ばれる話じゃないわけなんです。

今回の改正案には、課税自主権広げますよと、こう言いながら、一方でその逆の自治体を規制する方向も含まれている、こういうことがあります。つまり、法定外税について新たに特定納税義務者の意見を議会で聴くことが盛り込まれたわけですけども、これは今あちこちで起こっている原発や核燃料に対する自治体の課税の動きを牽制する手続じゃないんですか、これは。

法定外税で、もしこの制度があれば意見聴取が必要になるケースにはどんなものがあるのか、まずお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人(板倉敏和君) 今回の地方税法の改正案の中にございます法定外税の制定の手続の一つについて御質問かと存じます。

今回創設をいたします特定少数納税義務者意見聴取制度とでも申すものかと思っております。これがもしあったとすれば、これまで実は三十八件の法定外税が導入をされているところがございますけれども、どのようなものがこの対象になったかという意味でお答えを申し上げたいと思うんですけれども、制度自身は、継続的に法定外税全体の課税

標準の十分の一超を占めると見込まれる納税義務者がいる法定外税の新設、変更を行う場合に議会における特別納税義務者からの意見聴取を義務付けるというものでございます。

これまで同意をいたしました三十八件のうち、厳密に検証をしたものではございませんけれども、私どもの方でチェックをいたしましたところ、核燃料関係の税では十五件、産業廃棄物関係の税では三件、その他で六件の合計二十四件についてはこれに該当することになったものではなかったかというふうに思っております。

○又市征治君 ですから、私は先ほども申し上げたように、この、今、法定外普通税などというならば圧倒的に核燃料関係なんですよ、金額でいいますと。そういう点で、総務省はまるで原発事業者など少数者から税を取ること自体が好ましくないと考えているんじゃないですかと、こう言いたくなる。逆に言えば、多数者から取る税には意見の聴取は要らないと、こういうことを言っているわけですよ、これは。

少数者といつても、こうした課税の場合一般には巨大企業なわけですから、担税力も十分にあるし、社会的、経済的責任もあるんだらうと思うんですよ、大臣。問題は、このところをどういうふうにお考えなのか、ちよつと大臣の見解をお聞きたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には、これは今回の制度の何か新しくできました制度によれば、これは納税をする側に立たされる人からの意見を聞いた上で、納税する側ですよ、意見を聞いた上で法定外税の可否を判断していただければいいというふうになっているんだと思うんです。その法律、そのとおりになっている。したがって、その制度の創設が法定外税の導入を妨げることに形としてはならぬということになっておるの、私ども、まず今何って思ったところです。

もう一つは、今回の法定外税という話をやってみましたときに、何となく、税の取れるという話にばつと目が行くのはよく分かりますけれども、

例えば森林環境対策に対して金を取る、税を取るという話などが出ておりますけれども、こういったのはいわゆる森林環境というものを守らにいかぬから水資源をきちんとせなさいかぬと、そういった意味で啓発するという効果もこれは決して少なくないんだと思っております。これは税率設定等いろいろ考えていくときにもいろいろ大事な点だと思ひますけれども、取る以外にもそういう啓発する部分もあるという点も併せて考えておく必要があるのではないかと思っております。

○又市征治君 私が申し上げているのは、こうした巨大企業はどつちみち議会に対しても政治力あるし、声も大きいわけで、そこへこの意見聴取を法律で義務付けるといふのは正に屋上屋じゃありませんかと、こう申し上げているんです。彼らのためだけに特別に保護手続をむしろ今の場合定めることになるんじゃないのか、そのことは自治体の課税自主権が逆に狭まることになるんじゃないんですかと、このことを申し上げているんです、そういう運用になつちやいけませんよということなんです。これはこの程度にとどめておきます。

次に、所得課税の問題について移りますけれども、所得課税と税というよりも、それをうたつて削減をした補助金についてということでありま

す。いわゆる広義の広い意味での補助金というのは委託金、そして負担金、狭い意味での補助金のこの三つのランクがあつて、今言った順で国の義務性が強いというふうになされております。ところが、今回削減の公立保育所や義務教育費というのは国庫負担金ですから、今申し上げた第二順位の国に入るんだらうと思ひます。

国のナショナルミニマム性の強いこれらについても最初から削減の手が付けられたわけですから、自治体にすれば補助金が切れたからといってこれらの事業はやめるわけにはいかないものばかりでありますから、結局、移譲された税源

や交付金で穴埋めをせざるを得ない、つまり自由度はずつと言われているとおり全くゼロじゃないかと、こういうことになります。ですから、順番から言えば、まずは奨励的な補助金、そしてまた財政援助的な補助金から見直すべきだったんじゃないのかというのがこの点ですね、大臣。

是非お聞きしたいんですが、大臣自身も、自由に切れといつても首長さんは保育や義務教育などというのには住民ニーズがあつて切れるわけじゃないですかと、こうおっしゃつておられた。そういう意味で、むしろやり方が、順序が違つてゐるんじゃないですか。この点についてどうでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) 生活保護を切るという話が最初にありましたときにはいかがなものかと、これは憲法で決められておりますので。

ただ、保育の場合は、例えば、これは地域によつてもいろいろあるのかとは思ひますが、例えば公立保育園というものを公設民営にするということは今まではできませんから、公立保育園に対する補助金ですから。しかし、市がいわゆる税金として、代わりに補助金から地方税に変わったわけですから、その地方税を自分の自由裁量権で、公設民営といつて民間のあるところには、福祉法人というものが普通ですけれども、福祉法人にやつてもらうということによりますと今までは全然違つたものになつて、保育園として何とかなんとかというところは、それは私立に對するものとあれとは全然違つた形になり得るんです。いろんな意味では、その面じゃ自由度が出た。

義務教育国庫の話については、あれは退職金の話で来ましたので、あれはもう九々動かしようがないし、あれは全然自由度が全然ないからこんなものは駄目というのを申し上げているんであつて、私どもは、この公立保育園の件に關しましては、いろいろまだ細目、何でしたっけ、いろいろあるんですよ、あれはたしか。駅前なら二十人か、もう細かいのは一杯、余りよう訳が分からぬ

の一杯あるんですが、幼稚園と保育園の差なんぞ、どこがどこかよう分からぬのですけれども、とにかく調理場がありさえすれば保育園として認めるのか、まあ細目聞かれたらとてもじゃない、一回聞いたんじやとて分からぬような話一杯あるんですけれども。

冗談抜きにして、例えばそういうものであれば、幼稚園の方が空いているのであれば幼稚園に預かり保育してくださないと、少なくとも延長保育もしてもらえませんかという話を持ち込むということも、今回は少なくとも税で入つてきますので、そういった意味では、その運用は首長さん、首長さんの裁量権において随分いろいろ、住民にとつて、預ける側にとつては楽になつておりやせぬかなという感じがいたします。

○又市征治君 大臣、私、後段の方だけ言つてもらつちや困るんで、私が申し上げたのは、補助金を税源移譲に振り替えるその趣旨と優先順位の問題。つまり、本来ならば、この自由度が全く高まらない、ゼロのような、保育であるとかあるいはこの義務教育の問題が優先をされていくんではないかと、奨励的な補助金であるとか財政援助的な補助金から見直すべきだったんじゃないですかと。

このこととは大臣の側も一生懸命やられたんでは随分と押し込まれてしまつたんじゃないですか。我々はこのところ、それが三位一体改革、この委員会みんな満場一致でやつたんですから、みんな応援しているんだが、ここが狂つてゐるんじゃないですかということを申し上げたんです。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には三位一体の話は、先ほども申し上げましたけれども、三位一体の部分で、少なくとも地域主権になつていく部分で考えられる三位一体の話と、いわゆる地方の二百四兆にもなります累積債務を減らすためのいわゆる三位一体、中に入ってくる、歳出の削減と一緒になつて入つてきていますものですか、何となく三位一体の話は、こつちの方から聞けば聞

違いないんですけれども、今のそのスリム化の話が一緒に入ってきていますものから、何となく感情的には、何だ、話が違うじゃないかということになっておるといのは私もよく分かることなんですよ。

しかし、基本的にはスリム化をしなきゃいかぬところもありますので、さっき言われた後段の部分というのはいえ、それはかなりスリム化をしなきゃいかぬことになっている部分がそつちなんでも、もう一つは、やっぱり同化定着という、よく言われる既にもう決まっちゃっているもの、そういったものにつまましては、約、今回、同化定着、定型化しているというの、約七百億ぐらいだったと思いますが、——七百億、七百億だったな、たしか。七百億ぐらいのものはきちんと同じように地方に渡された部分というのがあります。

いろんな意味で、これは細かく言うと幾つもあるんですけれども、結構おっしゃる意味は分かるんですけれども、ちよつと減らしてもいいんだかいかぬ、従来どおりと言われてもちよつとなかなか難しいところだと存じます。

○又市征治君 それじゃ、今日は厚生労働省にも来てもらっていますが、今大臣からも生活保護の問題出ましたからね、その点について伺います。が、今回は生活保護の問題は見送られましたけれども、一九八〇年代にもこの地方分権という口実で地方への支出を減らそうという動きがあつて、一九八五年に生活保護の補助率が八〇パーから七〇パー一挙に引き下げられましたですね。これでは、仮に税源が移譲されたとしても、自治体はそれ以上の額を結局は補助率を引下げの穴埋めに、埋め合わせに使うしかない、こんな格好になってしまふわけですね。生活保護行政は国の基準が強く、自治体の裁量権、非常に小さいですからね。

そういう意味で、生活保護の削減は、国と地方の役割、費用負担等について地方団体関係者等と協議し平成十七年度に実施すると、こういう合意が、これ今も残っているんですか。これはそういう意味で補助率を、この中身は補助率を再び引き

下げるという、こういう考え方なんですか。この点について、厚生労働省、見解をお願いします。○政府参考人(小島比登志君) 生活保護負担金につきましては、昨年末の三位一体改革におきまして政府内の調整に際しまして、国の負担割合を引下げを提案したというところでございますが、最終的には削減の対象とはならないで、先生御指摘の政府・与党の合意に至ったということでござい

ます。私もとしては、その合意に基づきまして、地方の必要とする財源の確保を前提に、生活保護費の国庫負担金の見直しについて、関係省庁、地方自治体と協議をしつつ、検討してまいりたいというふうに考えていますが、その中には国庫負担率の引下げということも検討していかざるを得ないものと私たち考えているところでございます。

○又市征治君 その生活保護であれ、あるいは義務教育やあるいは保育であれ、ナショナルミニマムの領域です。その国庫負担を減らすことが目標で、それで地方の自由度を増やすなどというのは、そんなふうにおこがましい話で、全くの、国民が求めていることと全然正反對にすぎませんよ。だから、正に今度の改革と言っているのは改悪でしかないじゃないか。そういう意味で、市町村あるいは各自治体側が悲鳴を上げているという、こういう状況にあるんだらうということに改めて強く申し上げないかぬし、今出たように更に負担率の引下げと、こういう話まで出てくる。もう大変な問題であると思います。今日はこれ以上突っ込みません。

小島局長も、何か別の委員会も、引っ張りだこのようでありますから、お引取りいただいて結構です。

次に、地方交付税の問題に移りたいと思います。が、地方交付税制度の本当の意味の改革とは一体何なのかということについて伺いをしたいと思いたいと思います。需要額を二兆六千億円も財務省の圧力に屈して総務省が削がられてしまったと、こう言わざるを得ないんだらうと思いますが、極めて論外と私は言わざるを得ぬと思います。先ほども出ておりますように、交付税制度そのものは、原資の不足が続けば原資の増加、つまり交付税率の引上げによつて是正するということが基本なんだろうと思ふんです。ところが、このルールがずっと守られなくなつてしまつていて、確かに財政は厳しいというのとは分かります。しかし、この基本をしっかりと押さえていかなければ話にならない。さつきも答弁、大臣からありましたように、この足らざるをどうするかということ調整の機能と、これは堅持していかねないかぬというふうにおっしゃっているわけですが、と同時に、このルールが守られなくなつて、次いで出されてきたのが、この原資の不足の穴埋めだといって、地方財政法が原則禁止をしている赤字地方債を臨時財政対策債の名前でこの地方に借金させてきた。私はもうこれは前から申し上げているんですが、これは元へ戻して、あくまでも交付税制度、交付税率の引上げというところへ行くべきだということにずっと申し上げてきましたし、これが交付税制度の根幹なわけですから、そういう指摘をしてまいりました。

しかも、この臨時債の特に悪いのは、その元利償還は将来の交付税需要として算定してあげますよと、こういうわけですね。つまり、国は責任を逃れて、将来の交付税財源を食いつぶさせている。いわゆる余りいい言葉じゃないけれども、タコ足を食っているようなこんな話です。小泉改革では、この交付税の先食いによる当面の危機回避方式というのがこれ以上上げないようによつてということに決めたのじゃないですか。大臣、これはどうなんですか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 臨時財政対策債による財源補てんについての御尋ねでございます。我々といえども、本来、地方の財源不足が大きい状況が続けば、それは交付税率の引上げというのが本筋であるというふうにも思っておりますが、現在のような国、地方を通じます財政状

況の中でやむにやまれずと申しますか、今までのようなやり方を更に三年間、国、地方折半の下でやらざるを得ないかなという考えでおるわけでございます。

その際、国としてやはりこの臨時財政対策債について財源をきちんと対応していくという立場からは、その元利償還金について交付税で見たいかざるを得ないだろうというふうにもまた思っております。ではないかという御懸念ももちろんあるわけでございます。それが将来の交付税の先食いになりますけれども、我々はその段階その段階、その年その年できちんと、その年の地方団体にとって必要な交付税額は地方財政計画を通じて確保していくというスタンスでございますので、その点につきましては将来に禍根を残さないようにしていきたいというふうに考えております。

○又市征治君 禍根を残さないということをやつてまいりますと言ってきたけれども、つまり二〇〇一年に三年間だけだと、こう言つて大体約束したんですよ。しかし、今度はまた何の弁解もろくにないまま更に三年延長すると、こういう格好です。今年には減つたと言いますけれども、四兆一千九百億ですか、これも地方の負担増になるわけですね。

もう一つ指摘したいのは、今年はこの先送り方式の新たな質的な拡大が起つていっているんじゃないか。地域再生事業債、額は臨時債よりも小ぶりですけれども、それでも八千億円プラスアルファと、こういうことになっていきます。当初の話は、八千億円発行するけれども、こつちは将来の交付税による補てん措置は取らないという説明でした。ところが、いつの間にか地方債計画額の枠を超えて配分するし、元利償還金についてやっぱり交付税の基準財政需要額に算入をする。これはもう大臣の政治的な判断で行われたんですかね、これ。このことをお聞きをしたいわけですが。

問題は、私は、地方に補てんしなくていいと、こんなことを申し上げているんじゃないかと、何か

次々とこういうやり方を取られて、将来に禍根を残さないようにとおっしゃるけれども、いろんな御苦労をなさっているのは分かりますよ、だけれども、本筋に戻すべきじゃないかということで申し上げているわけですが。

つまり、改めてまた地域再生事業債などということを行っていく、このことは、地方債を後年度の交付税削減方式から脱却するという小泉改革に正に反する、そういうふうには私に思いますし、麻生新大臣も、これはやむを得ないということでもう踏み切られたのか、もう交付税の先食いレースにもう参加するしかないわということにお考えになったのか、この点について大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 地域再生事業債の元利償還の話につきましては、これは交付税措置を付けておけるということによって、これはよく言う、片仮名語で言えばモラルハザードと言うんですけれども、あちらの、今寝ておられますのであれです、お休み中ですけれども、モラルハザードが起きるんじゃないかという、寝ている間にちよつと使わせていただきます、片仮名語で言わせていただきますと、モラルハザードを起こすんじゃないかという指摘があるのは、私、決して知らないわけじゃないんですが。

これは、基本的には実績を後追いつけるというんじゃないで、いわゆる標準事業債というやり方でしておりまして、実績を何、後追いつけるんじゃないで、後年度の基準財政需要というのを、ある程度きちんとしておりますので、後年度の基準財政需要に算入するというのを最初から決めておりますので、決してその実績を後追いつけることとは、ちよつと一概にモラルハザードを起こすんじゃないかという御心配の点は、その点は一応クリアしていると思っております。

それから、基本的にはやっぱ、又市さん、ある程度景気が良くなつて地方税が上がってこぬとこれはなかなか難しいことは確かですな。これは

やってみて、いろいろ、私どもこの半年間の間でいろいろ自分なりに勉強してみましたけれども、ある程度、国税というものが地方税に移るという分はもちろん大きいとは思いますが、従来あります地方税がある程度、事業所税とかいわゆる住民税等々の分が少しづつ、去年は二兆円振つて、今年は微増ぐらいにはなると思われますけれども、そういったところが少し増えますので少し状況は違うとは思いますが。

そういうものが増えてくるというのが一番こういったものに対応はできると思う、いや、そういったものに対応ができると思うんですけれども、なかなかそれなしで、とにかくどんどんどんな物価は下がっている、売上げは下がっている、利益は落ちておるといって、こういうもののカバールをしようというのは正直申し上げてかなり難しいと思いますので、非常にきついなって思っているという実態を踏まえてどうするかという話だと思います。

○又市征治君 大変御苦労はなさっているんですが、いずれにいたしましても、自治体の現場はもう大変にひどい、先ほども出ましたけれども、だまし討ちだ、やみ討ちだという言葉が出てくるくらいに大変だということを、総務大臣はそうした地方の声をやっぱりしっかりと受け止めていただいて頑張っていたのかなと思います。

だから、昨日の予算委員会、片山前総務大臣が、多分麻生大臣のしり押しをしたつもりで言っただろうと思うけれども、委員長自ら不規則発言で、こんな、必要以上に切り過ぎだ、三位一体とは関係ないなどという発言をされたというのは、いや、やっぱりそういう意味じゃ、余りにも今の三位一体改革というのは全然実態、目指してきたことと違くないかということと言ったんだと思えますね。麻生大臣のむしろ後押しをしたんだと私は、いうふうに解釈をするんですけれども。

そういう意味で、ただ、こういう格好で進めていきますと、この調子で需要額及び交付税額を作

為的に減らしていったら、今ある収支不足十兆円、正確に言うところ十二兆円ということが正しいんじゃないかと思いますが、これを三年か五年で不足額ゼロになる、いや、もう帳簿操作をしてしまふことになるんじゃないかという御意見があるんですが、この点について大臣どうですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には今の数字、この一、二年間の極めて、デフレ不況下の数字を前提にして、今ある税収の伸びはこのままの前提にして考えて、かつ何もしなければ、簡単に言えば、極端なことを言えば、このまま試験勉強しなけりや落第しますよという話なんだと思うんですが。

少なくとも今申し上げたいいろいろ努力もしていただきます、地方もスリム化もしてまいります、国税は地方税に移してまいりますよ、また税収もある程度、地方税は景気の、少し上がってきたりしますので、そういったものがいづれ地方にということになってくると、その分の税収増も見込めます、というようなことを、ある程度度合いの部分をもう足して勘案しないといかぬと思います。ただ、又市先生おっしゃるように、今のまま、そのまますつと行つたという前提に立つた場合は極めて厳しいというのははっきりしておると思います。

○又市征治君 交付税需要額を圧縮する目的で一兆五千億円も需要額を切り下げたり、地方公務員を、さつきからスリム化、スリム化という話されているんですが、四万人も減らせと、こう命令するなどというのは、これは、表向き地方分権だ、あるいは地方主権だ、自由度を増やすんだと、こう言うけれども、とんでもない、中央集権だ、まるでむちゃくちゃじゃないかというのが自治体のやっぱり悲鳴ですよ。

そういう意味で、交付税制度が国の支出削減の手段に堕してしまっている、こういう指摘があり、全国の自治体、首長などが本当に悲鳴を上げているということ、大変なそういう声を上げていくということをしつかりと是非受け止めても

らつて、総務大臣しつかり頑張っていた。そういう点でいうならば、これは総務委員会というところは、みんなそういう立場で三位一体改革問題、決議をし、満場一致でやって、去年後押ししてきたんですから、そういう立場で更に頑張っていたことを、要請を強く申し上げて私の今日の質問は終わりたいと思います。

○委員長(景山俊太郎君) 他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十八分散会

平成十六年三月二十九日印刷

平成十六年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C